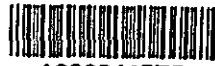


ブラジルの農業融資制度

JICA LIBRARY



1066341[7]

昭和61年 10月

17789

在サンパウロ日本国総領事館分室
(国際協力事業団サンパウロ事務所農業情報室)

国際協力事業団

17789

は し が き

本資料は、サンパウロ事務所農業情報室が昭和60年度事業にて委託調査したものをベースとして、1986年2月28日付大統領令2283号及び2284号にて実施された新経済政策(PLANO CRUZADO)以降、1986年9月までの農業融資に係わる法律及びブラジル中央銀行回章をフォローの上、現状に併せてまとめあげたものである。

広く関係各位の業務資料としてご活用戴けたなら幸いで
ある。

昭和61年10月

サンパウロ事務所長

1.	農業融資の歴史	-----	3
2.	農業融資制度	-----	7
2.1	現行の農業融資システム	-----	7
2.1.1	農業融資の概念と目的	-----	8
2.1.2	受益者	-----	9
2.1.3	融資の申請	-----	10
2.1.4	技術指導	-----	11
2.1.5	保証	-----	11
2.1.6	農業融資にかかわる費用	-----	11
2.1.7	農業融資の形態と種類	-----	13
2.2	一般融資	-----	17
2.2.1	種子、植苗の生産に対する融資	-----	19
2.2.2	農業活動に対する融資	-----	
2.2.3	植林及び再植林に対する融資	-----	20
2.2.4	土地に貸付る融資	-----	22
2.2.5	林業機械の役務提供に対する融資	-----	23
2.2.6	飛行農業に対する融資	-----	24
2.2.7	コ-ヒ-貯蓄特別融資	-----	25
2.2.8	ココア、煙草葉、ヒマ、及びサイザルに対する貯蓄特別融資	-----	26
2.3	特別プログラムに対する融資基準	-----	27
2.3.1	PROFIR 灌漑用水塔の購入に対する融資プログラム	-----	27
2.3.2	POLONOROESTE 東北地方総合開発計画	-----	29
2.3.3	PROJETO SERTANEJO 東北地方半乾燥地帯自給技術特別プログラム	-----	31
2.3.4	PROHIDRA 東北地方半乾燥地帯の木質資源利用プログラム	-----	33
2.3.5	POLAMAZONIA アマゾン地方農業及び林業開発プログラム	-----	34

2.3.6	PRONAZEM	全国农产品貯蔵プログラム	-----	37
2.3.7	PROALCOOL	国家アルコール計画	-----	38
2.3.8	PROINVESTE	農業投資プログラム	-----	40
2.3.9	PROPEC	全国牧畜開発プログラム	-----	40
2.3.10	PROVARZEA	灌漑可能区画の土地利用全国計画	-----	42
2.3.11	PROBOR III	オーストラリア生産振興プログラム	-----	45
2.3.12	PLANCAFE	コーヒー生産に対する資金援助計画	-----	48
3.	その他参考事項		-----	50
3.1	農業政策の変遷	(特に農業政策を中心して)	-----	50
3.2	新政権と農業政策		-----	55
3.3	農業部門における外資規制の現状		-----	67
3.4	協同組合に対する政策		-----	70
3.5	農業保険制度		-----	72
3.6	最低価格保証制度		-----	77

1 農業金融の歴史

フランス、農業部門に特化した融資の歴史は、前世紀の終り、帝政時代の末期にまでさかのぼる。その女性性が答へられ、1885年に法令により、農業質の制度が改定された。これは記録された。前世紀の後半より、各世紀の始りには、この時期に、コロンビア産業の全盛時代であり、農業融資もこの一環として、民間銀行が農業融資の義務を負った。このころ、フランス銀行による融資が行われた。

当時のコロンビア産業の中心地帯で形成されたサンパウロには「サンパウロ州農業質担保銀行 (BANCO DE CRÉDITO HIPOTECÁRIO E AGRÍCOLA DO ESTADO DE SÃO PAULO)」が設立された。このコロンビア産業部門の融資の責任を負った。後日サンパウロ州政府の大株主として、1914年に銀行は現在の名称「サンパウロ州銀行 (BANCO DO ESTADO DE SÃO PAULO - BANESPA)」に改称された。

1930年代の40年代には、この銀行が、デフォルトの時代に入り、農業及び工業融資の活況化のため、37年8月30日付法令第492号により、フランス銀行の農業融資部門の設置と職員を2700名改定された。その後、57年8月27日付法令第3,253号では、融資契約の簡素化を図り、この農業融資の普及に大いに寄与した。このころ、農業融資は2700名を基礎として行われていた。

現行の農業融資システムは、1964年3月の革命以降、同年11月30日付法令第4500号の通称「土地法典 (ESTATUTO DA TERRA)」及び銀行制度と改定された。12月31日付法令第4500号により、農業融資制度の組織化とこの管理機関を明らかにした。至65年11月2日付法令第4824号で基本法令として、農業融資制度が改定された。66年5月10日付法令第58,350号により、この銀行制度が完成した。以後、時代の裏返しに合せて改訂を加え、今日この形になっている。

現行農業融資システムの設置を促した前記土地法典では、農業融資の提供を、生産の拡大を目的として、過剰生産を目的とした生産者の保護と行われることが不可能であることが強調された。同法令が農業融資の旧制度を維持する局に与えた権限と存在を、上記基本法令完全の範囲で、この銀行改革法で、農業融資制度の立憲と監督機関を不在とした。金融政策の中心機関として設定された。同制度は、同銀行中央銀行の権限と任務を委任された。

- 同銀行改革法により、同制度審議会に与えられた権限は以下の通りである。
- 制度の形態、制度の管理と、融資の規模に関する。
 - 利率に及び利息、手数料と、他銀行又は金融機関の報酬を制約する。

1965年11月5日付法律第4829号による農業融資に付し、その中項に因り、基準を改定す

- a) 農業融資に向ける資金源と資金堂を決定す
- b) 農業融資の適用と管理に付する指導方針を改定す
- c) 農業融資の優先度と返済の基準を改定す
- d) 農業融資の利息、期間、その他の条件を改定す

之を同じ、銀行改革法による、新設及び中央銀行の権限と取柄に付し、全般的に可成り形態を改定す

金融のコントロールを目的として、その中項に付し、農業融資に付し、その中項を改定す

- a) 金融機関の業務を組織化し、農業融資に技術的、経理的援助を提供するものを含む
- b) 農業融資の全体計画を作成し、実績を詳細に調査し、必要の改正を同じ
- c) 農業融資の適用と優先度を決定し、全体計画に付し、之に付し、実績に多量金融機関の調査を決定す
- d) 与に協同組合を通じて、農業融資の普及を奨励す
- e) 農村地帯に所在し、貸付額の50%以上を農業融資に向ける金融機関の健全性を同じ、農業融資の普及を奨励す
- f) 農業政策に因り、国家金融委員会に決定し、履行し、その実施に責任を負ふ
- g) 農業及び農業基金の運用を同じ
- h) 農業融資に援助する人吏の訓練を行う
- i) その他法規と異なる権限を行使し、農業融資の適用、農業政策に因り決定事項を同じ、其の旨を通告す

生産者に對する運搬資金、投資に對する資金、及び生産物の販売を容易にするを目的とし、1965年11月

5日付法律第4829号による制度改正に付し、農業融資に付し、中央銀行が管理する国の金融諸機関（労働銀行、農林銀行、商工銀行、連邦高橋銀行、信用協同会を除く）の当座資金の一定を義務づけ、資金の返済に付し、その適用の件は之を同じ、補助的の利息が改定され、一般市場金利の10%以下に引き下げられ、その中項に付し、その旨を通告す

外国資金と投資とを各機関の基金に改定す、農業融資の利用率を更に高むことを目的とし、その旨を通告す、輸出（低価格の輸出品及び工業製品）の生産増進に付し、資金の運用を同じ

1985年3月 国民の期待の中に 充足した新政权下の農業融資政策は、初年交を以て前政权の政策継承研究
を開始された。1986年に入った断行された経済政策は、長年におけるインフレ抑制下で改定された
と見られる農業融資制度を根本的に改革することになった。すなわち、経済界におけるインフレ抑制政策の
実行にスライドされた方法で、金利・アテと呼ぶべき経済政策による人為的に行われたインフレ抑制の根本
的の制度の改善を遂げることにした。農業融資面では長年におけるインフレ抑制政策（インフ
レ抑制の通貨価値下落の修正）の発止により、新しい利息を以て決定することになり、長期の融資
の行方をおよぼす結果、5月中旬に基本的な条件が決定された。これにより、農業融資利息は、銀行が中期の
貸付の金利を設定し、融資利息は基準を、それより10%差引いた率の利息に設定された。この方法
により、1986年に貸付の年利10%を基準とすると、融資利息は、9%に引き下げられた。また、価格政策
の長期の安定に留意して価格政策を設定することになった。1945年に同制度を開始して、その後の
20年の経過を経て、35年間基本的に変動しない価格政策の方法により、安定した国内金融の発展に
政策が開始された。農業融資は、この政策をすべからず強力に推進して下り、前政权の引上げに
適応して経済政策の中で農業融資は十分な資金の供給と民間銀行の参加と基本政策の安定に
113 インフレ政策、食糧供給平等、国内経済の安定と成長と関り、巨大な債務を持つ非外債の
用器が提供された。この情勢下で農業融資は、従来のような専断性を持つ時代に入っている。

2 農業融資

2.1 現行の農業融資システム

ブラジル中央銀行の農業融資基準と方法に因りてマニエラによつて現行の農業融資システムは以下の通りである。同マニエラは現行の農業融資に規制の基本法律と以後情勢の変化に因りて中級法及び中級国定法とを以て改訂し、現時迄の制定と改訂とを繰り返して来た。

なお新政府が1986年2月末に発表し、経済安定政策に伴つて農業融資基準の改訂に因りて本調査報告所長(3月末)の調査中(2月11日)の2日後発表の際に追加報告として補充した。

現行の農業融資システム (1986年2月末現在)

1) 国の農業融資は国の農林政策と合せて国家通貨委員会の方針にもとづいて国家農業金融システムがその責務を担う。

2) 国家農業金融システムは次の枠内によつて構成される。

- 1) 中央機関 :
- BANCO CENTRAL DO BRASIL (ブラジル中央銀行)
 - BANCO DO BRASIL S.A. (ブラジル銀行)
 - BANCO DA AMAZÔNIA S.A. (アマゾン銀行)
 - BANCO DO NORDESTE DO BRASIL S.A. (ノルdeste銀行)
 - BANCO NACIONAL DE CRÉDITO COOPERATIVA S.A. (全国信用組合銀行)

2) 通商機関 1. 1964年11月30日法律第4,509号によつて機関。

INCRA (国土権限及び農地改革院) BNDES (経済社会開発銀行)

2. 補助機関。

州立銀行(内閣銀行を含む)、民間銀行、貯蓄銀行、農村信用組合、農村投資銀行。

3) 関連機関 公的地域の機関、技術指導機関、他国家金融機関との関係機関。

3) 国家農業金融システムの総合管理はブラジル中央銀行が行う。同銀行は農業金融部門と通商部門の両方を担当する。

a) 国家金融委員会によつて農林政策の農業融資方針を指導し、統括し、監督する。

b) 金融機関の行動を組織化し、その統括を因りて、農業生産者と新経済的、技術的援助を提供する。

- o) 農業政策の實施に關する全体的な計画を作成し、文化振興の促進と行、欠陥を是正す。
- d) 農業政策の通知及選拔、優先度と定む、各金融機関の行動範囲を決定す。
- e) 貸付機関へのリファイナンス・サービスと連り農業政策プログラムを拡大す。
- f) とくに：協同組合を中心として農業融資配分網の拡大を図す。
- g) 通商手続の協定と、システム内共同の人員訓練を行す。
- a) 中央銀行が国家金融協会の認可を受け、農業協同組合の監督と金融協同組合銀行を委任す。
- s) 各金融機関は中央銀行の認可を受け、次の事項を履行す。
 - o) 農業政策の通知と専門部課を置き、措置を作り、資格のある人を選定す。
 - b) 関係部内に基本的な基準を定め、常に最新の情報を提供す。
 - ・ 関連法規及び中級の指示、金融の特性と適合する業務規程を作成、業種を統一す。
 - c) 技術指導業務を行す。
 - d) PROASRO (農業活動保証プログラム) の実施機関としての役割を果たす。
- e) 果樹・養蜂等と金融機関の別化等、又は果樹・養蜂の生産と果樹・養蜂の生産に必要となる細長、小段の融資提供を目的として出先の中・小企業を対象に設置す。また既存の金融機関に、20km以上離す。その等積花園内には最少限200家族の零細農及び小農の存在を地域が優先す。

2.1.1 農業政策の概念及び目的

- 1) 概念：農業政策とは本プログラムに定められた目的に沿って国家農業政策プログラムを提供する資金援助のこと。
- 2) 目的：
 - a) 生産者、協同組合、小規模農家、中規模農家、大規模農家の権利を保護、増進、育成、及び加工を含む農業投資を拡大するために必要とされる資金援助を行す。
 - b) 農畜産品の生産及び販売の促進と女性の完全な通商に促す。
 - c) 零細農、小農及び中農を中心とする農業生産者の技術強化を図す。
 - d) 生産性向上、農林人の生活条件の改善、及び土地の保全を目的として合理的生産手段の導入を図す。
 - e) 農業政策の中で農家の所得増進に代り金融機関の資金を提供し、その結果として、生産者、農業政策の限額と自己資金の使用義務とを、決定する生産活動への投資を行すものがある。

11) 禁止事項：次の事項は農業融資の対象としない。

- a) 赤字経営又は非経済的活動への補助と目的としない
- b) 債務の支払を目的としない
- c) 投資と資本の回収とを目的とするもの
- d) 残の投資的保留を可能とせざることを目的とするもの
- e) 推定利益に充て得るもの
- f) 純粋の生産活動、又は必要経費を以て之を費用とする、採集用の土地、森林的作業等の投資を向けるもの。

⇒ 基本條件：農業融資の受付けに際しては、次の事項を基本條件とする。

- a) 融資申請者の資格
- b) 特定活動への投資見直し、の提出
- c) 適期、適切かつ十分な資金の申請。
- d) 融資の利用及び返済計画の履行。
- e) 金融機関に対する監督。

2.1.2. 受益者

1) 受益者の資格：次のものが農業融資の受益者となる。

- a) 個人又は法人の農業生産者。
- b) 農業生産者に対し、結果として協同組合。
- c) 農業生産者の概念に適合するものとして従事する個人又は法人。
 - 検査済又は証明済種子、畜産の研究及び生産を行つてゐるもの
 - 人工授精に用いる精子の研究及び生産を行つてゐるもの
 - 若林地帯に於いて農業生産を向けていた森林化サービス業務や二級保全のFMO業務に従事するもの。
 - 若林地帯に於いて人工授精サービス業に従事するもの
 - 漁業に従事するもの
 - 養殖業に従事するもの
- d) 林業の場合も農業の備用、費用にかかわる受益者を含むもの。

次のものは農業融資の受益者と見做すこととなる。

- a) 自ら居住する外国人
- b) 農産物仲買人
- c) 直接生産に従事する場合を除く農業協会の協同体
- d) 農林組合
- e) 歩合農 (歩合契約の農業融資を制約しての場合)

借入費、借入の償還、歩合農に与えられた農業融資の供与、土地の所有と、借入は歩合契約の債務返済期限まで有効であること証明される場合に限る。

b) 受益者の分類：受益者の前年の生産高に応じて次の通り分類される

- a) 小生産者、年間生産高が 200 MVR を超えていない
- b) 小農、200 MVR ~ 600 MVR の間
- c) 中農、600 MVR ~ 3,000 MVR の間
- d) 大農、3,000 MVR 以上

注) 前年が特別に不作であった場合は追加作業であった年をベースとする。

年間売上高の証明は生産者自身の申告による他の方法もある。

- a) 生産者台帳
- b) 土地検査
- c) 農林部確立台帳平均申告
- d) 所得税申告
- e) 生産計画表のレビュー

注) 農業生産者以外の場合は前年の売上高をベースとする

歩合農の場合の生産高は、グループの生産高を歩合者数で除いた金額とする。

2.7.3 融資の申請

：農業融資の申請は経営支出及び投資の時期と全額を自己見積りを添えて行なう。

VOC (多収農基年) の定額とある生産高に与えられた融資申請は見積りの提出は免れるがその他の融資制度は詳細な融資の請求を事後に明記する。女性にたいしては貸付は樹木の木立や株数等も明記する。

融資の供与が見積りの一部に与えられる場合 (見積り全体の融資が認められる場合) 金融機関は融資の申請者が不足分を自己資金で充てるかどうかを調査し、融資の返済計画の中断や放棄の事案が発生する可能性がある。

技術的不足は、融資対象事業の後継者の特定と価格の決定に於いて全体のV.P.の

又はポジションの提示が要求される。

2.1.4. 技術指導

1. 技術指導・控除： 農業融資に際して行われる技術指導は、如左の通り

a) プラン、プロジェクト、経営プロジェクトの作成指導。

b) 現場における技術指導。

2. 技術指導機関： EMBRATER(技術普及公社)の全体的な統括。並行して同公社及び

各地のエンバエリブ、農業、及び農業指導委員会又は農区指導委員会と協働して

のや、地方開発計画の技術指導を行う。

・技術指導の農業融資と異なる事業の効果を目的として行われる場合、一般に

各生産者の現場に直接行われる。また農業者、小規模グループを対象とした指導も行われる。

2.1.5. 保証： 農業融資を受けた農家の保証は次の通り認められる。

a) 信用保証、 b) 農畜 c) 引受 d) 普通担保及び特別担保。

e) 農業債(農産物及び畜産物) f) 商品債。

以上の他、国家金融委員会が認める保証物件。

2.1.6. 農業融資にかかわる費用

1. 費用の種類： 農業融資にかかわる費用は、次の通りである。

a) 金融費用

b) 融資操作費

c) 後援提供費

d) PROAGAO(農業活動保証銀行)保険料

e) 規則に違反した場合の罰金

2. 金融費用： 農業融資にかかわる金融費用は、国家通貨委員会に決定する。

新政府が1986年2月27日に発表された経済安定政策(この政策によつてコロン

・ペソに付する通貨価値の修正(インフレ抑制)実施以前の金融費用は、この通り

であった。本報告書提出時点で新政府に伴う金融費用は、発表された通りである。

後日発表後、本報告書末尾に追加報告する。(60頁参照)

1986年2月までの融資金用。(注: 86年3月以降の利息は7124 60頁参照)

a. 利息: 年利 3%

b. コレバン(通貨保証銀行の手): ORTN(価値修正困難)価格変動率の次の割合

i) SUDAM.(アムステルダム) SUDVEE(東北南米)の管轄区域. イスラエル
州、シリア、イラク、エジプト、シリア地方 ~ 30%

ii) POLONORDESTE, PROTERRA, PROHIDRO, セルゲイ-シロフ、PRONCAR.
PROBORの管轄区域及び POLAMAZONIA 管轄区域 ~ 10%

iii) その他地域 ~ 100%
(注: コレバンは 86年3月以降利息は7124)

c. 長期融資 = 20% に 5% - 10% の長期乾燥による被害を受けた地域は

コレバンを徴収せず 2% の利息のみとする。(注: 86年3月以降利息は7124参照)

i) 通貨、政府保証、担保、証券の保証、担保貸付金の返済 年利 15%

ii) セルゲイ-シロフ 年利 10%

iii) POLONORDESTE, PROTERRA, PROHIDRO, PRONCAR, POLAMAZONIA 年利 12%

iv) POLAMAZONIA の場合 樹種面積以外の 10% の返済に 15%

また金融費用は コレバン、20%、5%、5%、及び 5% の範囲に適用する。

d. 割引率 - 一般商業銀行の利息に適用する。

e. 取扱器具、トラクター、車両、船舶、牛、植林及び再植林に及び融資の目的
金に於て、次の利息及びコレバンを課す。

i) PROINVESTE 資金による融資の場合 ORTN のコレバン 100% + 年利 3%

ii) その他の資金による融資の場合 - 一般銀行利息

但し次の場合 b, 及び c の金融費用は適用する。

i) 家畜取引及び輸入品と燃料と作動する機械及び車両。

ii) 輸入品と燃料と使用し得るトラクター及び船舶。

iii) 灌漑用取扱器具

iv) 国産飛行機、エンジン、部品、yale 航空農業に使用する投資

v) 正統に認められた農業生産、及びその農業活動への適用。

vi) 取扱器具、トラクター、車両、往牛、畜産用牛、木牛、漁船 - 1人当たり 100MUR

に適用する金融費用

1) 最低価格保証制度におよぶ政府貸付 (EGF) は、国庫金上付とし、ORTII 100% + 年利 3% の利息を付す。(注: 1986年 2月以降は 60 日以内)

1) 融資操作税: 同様に 既取及び既取前融資に付し、0.0091% 割引に付し、1986年 10月 1日以後は 0.0041% 率に課税された。融資、貸付、既取前融資の 20% 控除、定額 3000円以内の場合 500円以内の既取及び既取前融資; 租税 20% 連邦、州、市の費用及び 70% の 10% 以内の融資の場合、社会保険料、銀行の既取の場合及び最低価格保証制度におよぶ政府貸付 (EGF) の場合にも適用される。

2) 後援費: 次の費用の受益者は徴収するもの認められる

- a) 表菜におよぶ技術指導料
- b) 評価に因る作業料
- c) プリン、プロセル、及び統合プロセル等の作業料
- d) 吾類の検査料
- e) 鑑定料
- f) 検査料
- g) 第三者の付加料等

上記の後援費は プリン等の技術指導の場合、融資保証の 0.3%、2000円以内の 2% を超えることは出来ず。

3) 表菜の測量料 2022. 面積毎の料金表を別途送付する。

4) PROAGRO 保険料: 別項 表菜保険制度 参照。

2.1.7 表菜融資の形態と種類

1) 表菜融資の形態: 2022 年 3 月の形態は以下の通り。

- a) 通常融資: 表菜におよぶ技術指導の付帯 24% 年利 資金の貸付の 10% 以内の形態
- b) 技術指導付融資: 表菜におよぶ技術指導の付帯、生産性向上の ERM の指導の付帯の形態
- c) 特別融資: 表菜利用の付帯に付する融資、表菜改革の付帯に付する融資 (10%)

2) 農業融資の在り方 : 農業融資の次の三種類に分けられる。

- i) 蓄積型融資 ii) 投資型融資 iii) 奨励型融資

各融資の内容は次の通りである。

i) 蓄積型融資

蓄積型融資は更に i) 農業生産型融資 ii) 牧畜生産型融資 iii) 精密加工型融資に分けられる。

各融資の特徴は次の通りである。

- a) 農業生産型融資 : 圃場の整理、水灌漑の構築、表土改良等、社会資本の投入を必要とする費用を対象とする。採算産業の場合に比べ利率が低い。
- b) 畜産型融資 : VBC (畜産基準額) を定めてその1/3以内の場合に VBC 1:1 として定めて融資する。また VBC の設定が2:1の場合に2:1を超えても融資する。融資対象項目の金額に於いて定めて融資
- c) 期間 : 最高24年間

V.B.C の例

1985/86年度の場合

綿 (平綿)

生産性		V.B.C (畜産基準額)
1 ha の平均収穫	kg/ha	円 1,000 / ha
1,000 kg 以下		1,795
1,001 kg 以下	1,200 kg 以下	2,240
1,201 " "	1,400 " "	2,709
1,401 " "	1,600 " "	3,171
1,601 " "	1,800 " "	3,632
1,801 " "	2,200 " "	4,881
2,200 kg 以上		9,378

棉花

1,400 kg 以下		939
2,300 " "		1,895
2,300 kg 以上		2,408

苧麻

1,000 kg 以下		2,577
1,001 kg 以下	1,300 kg 以下	2,951
1,300 kg 以上		3,005

羊毛

2,000 kg 以下		775
2,001 kg 以下	2,500 kg 以下	1,083
2,501 " "	3,000 " "	1,256
3,000 kg 以上		1,440

とろろろ

生産性 kg/ha.	V.B.C (標準)
	CR 1,000/ha
900 kg 30	387
901 kg 30 1,300 kg 30	563
1,301 " 1,700 "	795
1,701 " 2,100 "	979
2,101 " 2,500 "	1,135
2,501 " 3,000 "	1,354
3,001 " 3,500 "	1,485
3,501 " 4,000 "	1,723
4,001 " 5,000 "	1,991
5,000 kg 以上	2,302

732-101

800 kg 30	891
800 kg 以上	1,037

7471

1,800 kg 30	1,120
1,800 kg 以上	1,455

71414

660 kg 30	571
660 kg 以上	715

種じやp.116

12,000 kg 30	10,919
12,001 kg 30 15,000 kg 30	13,110
15,001 " 18,000 "	14,631
18,000 kg 以上	15,164

大豆

生産性 kg/ha	V B C SUDAM30%	CR 1,000/ha 204030%
1,250 kg 30	1,172	1,018
1,251 kg 30 1,500 kg 30	1,263	1,107
1,501 " 1,750 "	1,332	1,355
1,751 " 2,000 "	1,662	1,475
2,001 " 2,400 "	1,921	1,722
2,400 kg 以上	2,010	1,810

721432

生産性 kg/ha.		V B C	
普通作.	灌漑作(水)	普通作.	灌漑作(水)
400 kg 30	1,200 kg 30	387	1,703
401 kg ~ 600 kg	1,200 kg ~ 1,500 kg	885	1,887
601 ~ 800	1,500 kg 以上	1,070	2,051
801 ~ 1,000		1,408	
1,000 kg 以上		1,835	

(注) 灌水は100%とする

米		VBC CR 1,000/Ac			
生産性 kg/ha		陸稻		水稲	
陸稻	水稲	SUDAM 区	Soke	振込化	天竺
1,000kg以上	3,000kg以上	834	744	2,511	2,035
1,000kg ~ 1,300kg	3,001kg ~ 3,600kg	1,125	997	2,888	2,133
1,301 ~ 1,600	3,601 ~ 4,200	1,427	1,283	3,230	2,453
1,600以上	4,201 ~ 5,000	1,727	1,458	3,702	2,799
	5,000以上			3,990	3,032

種子の場合、各作物の VBC に次の率を乗算する

種子別	%
落花生	5
陸稲	7
水稲	9
フェイジョウ	13
とうもろこし (天竺)	37
" (陸稲)	21
大豆	17

VBC の生産規模別融資率

作物別	VBC に対する融資率		
	産地別表	中表	大表
綿	60	50	40
落花生	60	60	50
米 (水稲)	80	80	80
米 (陸稲)	100	90	80
フェイジョウ	100	90	90
アージョカ	100	90	90
とうもろこし	100	90	80
ソルカ	100	90	80
ジャコ、マルバ	90	80	70
その他の作物	60	60	50

注) 種子の場合も当該作物と同様の融資率とする

以上の出所: CFP

注) 86/87 年度から 71.2% 62 頁参照

2) 牧畜生産融資

a. 融資対象: 牧畜 (養蜂、養蚕、養蚕を含む) 生産にかかわる生産者

生産者や生産上不可欠な要素を単独でなく他の項目も含めて融資する

融資申請に添付する見積書には、予防接種、衛生虫駆除、施設、EPRV などの防疫対策

等生産の維持管理に必要と見られる生産性向上の項目も含め、

計入するものとする。

b. 融資期間: 1 年以内とする。

3) 精緻加工融資

a. 融資対象: 生産者の精緻加工に必要とする資金の融資とする。次の場合

を含む: 人件費、機械器具の維持管理、原料の購入、袋、貯蔵料、保険料

税及び手数料、輸送費等)

組合及びその設置の場合、精製及び加工の原料の50%以上は組合自体が生産し、組合費の土産生産物の20%を占める。

b. 融資期間、最高之利率：指定加工の特殊性を以て定める。

ii) 投資に對する融資：投資に對する融資は 1) 固定投資 と 2) 半固定投資 に分けらる。

a) 固定投資 此のものは指す。

- a) 堤の建設
- b) 5年以上耐久の機械器具の購入
- c) 恒久的な建物及施設の新設、改造、拡張
- d) 森林の伐採 e) 板板
- f) 排水、土壌の保存及び肥力の回復
- g) 農林電化 h) 農林電話の架設
- i) 植林及び再植林
- j) 未年作物の植付 k) 牧場の造成
- l) 灌漑用工事

b) 半固定投資 此のものは指す

- a) 飼育、肥育及び畜産用大、中、小家畜の購入
- b) 耐用見込年数が5年以上の長板、器具、器具の購入
- c) 車輛、船舶及び航空機等の購入
- d) 農地測量用器具の購入

機械器具車輛、船舶及び航空機等が農林生産に使用することを目的として国内産品の新品又は、毀失者か保証者へ交付した再生品であること条件として外国品は、その用途類似品が政府の輸入と認められる限り認めらる。

乗用車への融資は禁止とする。

ii) 融資期間

- a) 半固定投資に對する融資は 5年以内を限度とする
- b) 固定投資に對する融資は 12年以内を限度とする

国定抜箇の中、代削、代板、施設の改造、雑種の施肥、石炭配布、牧羊の回復作業者の
 の融資期間は5年を越えてはならない。特に收穫表、キヤワウ化大型機械で
 推定同年産の5年以上のものにはその融資期間は8年を越えてはならない。
 12ト以上のトラクタの購入に對する融資は、年向を通じて自己の資力に依り、自家同の
 ライセンスを取得するものに限る。5年以下の融資期間の繰り上げは
 所有の月の売上と支出の購入に對する融資期間は1年日とせしむ。

iii) 取戻に對する融資

特物の収取後の必要経費、なら、特物の引揚に對して受取手形を現金化するに
 は毎年在産融資を指し示す。

特物の取戻又は引換に由る特物の買手及び割引手形は銀行で割引を受けるべ
 ざる。但し、特物の先物買戻に對する手形の割引は兼じらば可し。

手形の期間は発行日より満期の日まで120日以内とせしむ。

2.2 一般融資

2.2.1 種子、種苗の生産に對する融資

1) 目的: 種子、種苗の生産に關するに關して設置中の農林融資マニユアルの附項に
 關するに關して、最近の改訂は、1980年2月7日付中級回書第50、1985年3月10日
 付回書第920号によつて

2) 受益者: a) 検査済又は證明付種子及び苗の生産者

b) 上記生産者による、造成中の組合

注 a) の場合、表標面又はその代行機関に證明付のものは、条件はなし

3) 融資条件 1) 融資の対象

a) 生産費: 種子、苗の購入、土地の整地、肥料、資材の購入、場所管理、人件費
 収獲費等

b) 播種: 組合からの種子、種苗の購入、乾燥、脱穀、運搬、梱包、梱付、品質検査

c) 販賣: 貯蔵、輸送、税金、手数料等の支払

注 表標面による協同組合の場合を除き、1/2を目的とする組合への融資は許可せず

2) 融資期間

a) 生産者の場合	生産費	2年
	生産及び播種	2年
	播種	240日
	販賣	180日

b) 販賣の場合	固定投資	12年
	半固定投資	5年

c) 販賣の場合	手形割引	240日
----------	------	------

3) 全額償還 農業融資一般基準に準ずる

2.2.2 農業活動に對する融資

1) 目的: 農業振興に關しては、設置中の農林融資マニユアルの附項に條件はなしとす。
 最近の改訂は、1980年9月19日付中級回書第570号によつて

2) 受益者: 営利を目的とし、農業用資材の改修及び人又は法人、生産物の貯蔵及び植物の
 採獲、栽培、保存、播種、加工又は工業化を単独又は組合的に行動することを目的とする

3) 融资条件

1) 融资の对象

a. 逆当金

a) 受の捕獲: ロ-ア、湖、物外、社. の購入、人夫、保険料、税金、建費等の支払。

注) Super (受取用受取) a. 受取に在りしに、在りし捕獲の支払に付て

組合又は JOCY の加盟受取に在りしに、条件に付て

b) 養受: 控受や幼受の購入、堤、木内、運河の維持等の費用。

c) 受船及びその保存: 航海費用、造船所の修繕料、エンジン材料等の補修、塗

料等、部品や塗料の購入等。

d) 受の保存、精製及び加工: 生産者との運付仕入、人夫、二次受取の購入、受

輸送貯蔵、保険等の費用

b) 固定投資及び半固定投資

a) 固定投資: 養受施設等の建設、改造、拡張、船舶の購入、エンジン等

の長寿命具、電気設備等。

b) 半固定投資: 船舶、長寿命具、車輛、等の購入。

注) 受船の購入は造船の段階で融資を受ける

c) 取立

a) 受捕獲後の費用。(貯蔵、保険、管理、輸送、税金の支払等)

b) 捕獲に在りし受の取立及び引渡に在りしに受取手形の新引。

2) 融資の期間

a) 逆当金の場合 ロ-ア、湖等の在りし受取の購入

2年

その他

1年

b) 固定投資の場合

8年

c) 半固定投資の場合

5年

d) 取立

200

ii) 全額費用 表来融資 - 股基準、1年以内

2.2.3 植林及び再植林に対する融資

1) 目的: 植林及び再植林の振興を目的として、一般に植林活動は経費思案に在り

我々の在りし表来融資に在りしに大量に植林部門に流すに在りしに他の部門の融資に在りしに

が、その上、特別の注意を払わなければならないこととされている。

1979年11月29日依中領伏改580号、81年7月28日依中領回第647号の最新の改訂

規則である。

2) 受益者

1. 個人又は法人の農業生産者

2. 燃料用、薪又は采採料採集目的とする、植林、再植林を推進する企業

3. 税務恩恵を利用し全部又は一部を新植税納付者に負担するに目的とし、自己の又は植林又は再植林を行政の管内に含む。

受益者は植林プロジェクトを遂行するために必要な面積の土地の所有者であることを証明しなくてはならない。

3) 融資条件

1) 融資の対象、この項目は合字中の融資の対象とする。

a. プロジェクトの作成費用

b. 種子、苗木、肥料、石灰、采採料、中間地、機械、工具、包装材料、倉庫、竹藪等の購入費用

c. 苗木の管理、圃場の整備、施肥、植林、管理、等の費用

d. 害虫、病害の駆除

e. 柵又はその他の用い、小屋、堤、灌漑用運河、作業用道路の造成、土壌保全工事等の費用。

f. 労働者用家屋の保存と改造。

g. 固定又は移動する畜舎の維持管理。

h. 防火用装置、消火器、見張台（火の予知器）の改造。

i. ラジオ通信装置（EIRL装置の規模による）

以上の項目は植林の農業生産者の供給にIRDF（アフリカ森林局）より、当該全森林内に於ける

植林プロジェクトの税務恩恵の不在証明、又は税務恩恵を受けられないことと解決の可能性のあることを証明する場合に限られる。

植林その他の他、植林プロジェクトに附随する農業生産の生産者の融資の対象とする

植林プロジェクトに附随する農業生産者。 a) 植林園との関係。 b) 植林と

- 平行に農耕。 a). 植林は先んじて作られた植民地の今年と対比...
- b) 金融信用の拡大。 農業政策一般基準に準ずる。

2.4 土地内部の融資

- 1) 目的: 土地内部の融資は 1969年 11月30日付法律第450号 及び 1966年 10月27日付
 大統領令 59,928号 に基づいて実施された植民地法の改正及び農業改革プログラムに基づいて
 農地の一部を購入する権利を設けたこと。
- この目的は、入植者及び成功した政府プログラム 及び 地権の整備、また 農地権の改革等
 により政府プログラムに基づいて農地取得、小規模者の農地増進の目的の土地取得に
 適用されたこと。
- 2) 受益者: 上記の目的に沿って農業従事者として、INCRA (植民地改革院) の認可を得た
 プログラムを通じて自己の所有地に植民地権 (LPT) を得た地主に限定して融資が認められる。この
 植民地計画は、地主が自己の土地を保有する不動産の一部に返済の融資を行うための
 条件を満たす必要がある。

地主は、農業者として、地権の 1モジュール (約 1.5ヘクタール) の土地を購入し得る。但し、この土地
 は自身所有とし、家族の労働力と吸収する十分な面積を有する必要がある。

地主が土地を所有している農業者も、家族を維持するために、必要上、隣接する土地の購
 入を希望する場合は対象となる。

更に土地を他人と共同で所有する場合は、他人の持分を買取ることも本制度の
 対象となる。

但し、次の場合、融資は適用されない。

a) 隣接する土地の大半が土地を解放する以前の地権別荘に属するモジュール (農地面積
 の最少単位) 以下の場合

b) 真正の隣接する土地を購入したモジュールに達しない場合

特に、この融資は受けた優先権がある。

a) 人夫頭、借地者、労働者、占有者、又は無償の借り手として土地を購入

畜産の土地を管理してはならない。

b) 生産技術の証明がなされた後、農業生産の実績を有してはならない。

2) 融資条件 融資期間は 12年以内 2年間の格差期間を含む。

金融機関その他の条件は、これに定められた限りにおいて、一般農業融資基準に準ずる。

12.5

林業サービス提供に資する融資。

1) 目的： 森林の林業化を促進し、林業を所有し、農業の促進と同様の目的を以てして、1977年11月29日付中級決議とこれの趣旨を規定した。

2) 受益者： 農林活動に資する林業化サービス業務を起業してはならないと定款、課税優待等に関する証明がなされた。法人の場合には一般的に認可条件が適用される。融資提供部門の管理面、財政面での能力が証明されたことと条件は、和してはならない。

また、他の業務を併せ行うことは個人又は企業の場合、農業融資による所得は、資金が林業サービス部門のみに使用されるシステムが前提として提供される。

融資の申請に際しては次の事項を明らかにする。

a) 稼働する土地の面積。 b) 過去2年間の農業生産 c) 林業サービス提供の総額

d) 融資を受ける期間中の業務内容の推移。

3) 融資条件： 1) 融資資金の戻還。 連投資金と投資の2種の融資がある。

a) 連投資金の場合。

林業サービスのEの、通常返済に当てはまる。

金融機関は、林業サービスの利用者から連投融資の申し込みと受領した後に、融資の全額を解除し、サービス業務の実施時期に合わせて行う。

融資期間は1年以内とする。

b) 投資の場合。

投資の下に融資を受ける。林業化サービスのEのみに使用される。

投資標準面では、林業化サービス業務の生産の拡大と持続性の向上に資するものとして、その返済の柔軟性を示すものとする。

老朽化の設備の購入を禁じらる。

融資期間に半固定換型の場合 5年以内 固定換型の場合 8年以内とする。
① 全額直用。 新規取戻一般基準に準ずる。

2.2.6. 飛行機に對する融資

1. 目的： 航空活動への航空機利用の普及及びこれに目的とした農業融資の行なわれる。
本融資の最も新しい規定は 1982年7月21日付中後附第 7.6 に示す通り。

2. 受益者：
- a) 個人又は法人の農業生産者
 - b) 農業部門で事業を行なうことを認可された航空会社、この場合航空省の認可を必要とし、少くとも2台の飛行機を稼働していること。
 - c) 農業協同組合。この場合も少くとも2台の飛行機を稼働していること。これは旧来の規定の場合

3. 融資条件： 融資は運転資金と投資金の二種に分けて行なわれる。

1) 運転資金。 管理費、文庫用品の購入。

2) 投資

- a) 農業用飛行機 EMB - 21 (110キログラム)の購入
- b) 次の輸送用飛行機の購入。

単発機	EMB - 210 (カワカキ機)	双発機	EMB-210 (72キログラム)
	EMB - 211 (コウコキ機)		820 (71キログラム)
	EMB - 211T (72キログラム)		210 (73キログラム)
	" 211ST (")		
	" 212 (110キログラム)		
	" 220 (150キログラム)		
	" 221 (150キログラム)		

a) 倉庫化必要施設

b) 補填用、新しいエンジンの購入。

c) シンローの購入。

以上の融資申請に必要とする書類は、プロジェクト、価格、納入期日とそれに関するインボイスのいずれかである。

個人又は協同組合が2台目の飛行機購入の際、融資を受ける場合を除く。

一枚のみを授受するものに於ては、含納化を要せず、新しいものに購入、古いものを購入、交換物品の購入は認めない。

1) 融資期間

a. 短期の場合 5年以内、半年毎又は1年毎の割賦支払。

b. 運転資金の場合 1年以内。

融資資金は木材販売店、建築会社、サービス提供会社等に、備前、川崎に支給される。

2) 保証 融資を受けた物件に相当する。

なお、融資を受けた航空機は航空者に対して登録義務を有する。この購入は

條に於て現行法令に於ては EMBRACK 又は認可を受けた取扱店に於て技術指導を受けることが出来る。

3. コーヒー既得特別取扱い

1. 目的 : コーヒー(豆)の輸出又は 18C (ブラジルコーヒー)への既得にかかわる各母国を以て換付する

ことと目的としている。最新の条令は 1983年7月19日付 中経国字 800号 付録

2. 受益者 : コーヒー生産者、コーヒー生産者組合、精製工場、輸出業者、この中精製工場

と輸出業者は 18C に登録されたことと義務を有する。

インスタントコーヒー工場及び焙煎工場は対象としない。

3. 取扱い条件

1. 対象物件 次の状態にあるコーヒー(豆)、脱皮したコーヒー豆、精製コーヒー

a) 各工場又はコーヒー生産者組合の倉庫に貯蔵されているもの

b) 都市の倉庫又は業者の倉庫に貯蔵されているもの

c) 18C の倉庫に貯蔵されているもの

d) CIBRAZEM の倉庫に貯蔵されているもの

e) 鉄道に積込されているもの

取扱いの対象となる数量は、生産者の場合は生産物全量、組合の場合の組合員

より受取った数量全量、工場及び輸出業者の場合は正味生産量の10倍を以て可とする

3) 1) 融完期間 120日~180日以内

2) 金融適用 農業融資 - 一般基準に準ずる

2.2.5: コープ、煙草業、セマ、及びサイザルに於ける取立特別融資

1) 目的 : コープ、煙草業、セマ及びサイザルの取立の円滑化を図り、健全な経営を促進し、生産者の固有の費用(貯蔵、保険、事務所費、包装、運賃、税金等)と取立の好転を促すため、つぎの条件を以て融資を行うこととする。

2) 受益者 : a) 農業生産者 b) 農業協同組合 c) 商人 d) 輸送業者 e) 工業

3) 融資条件 : a) 対象物件

1) 収穫後取立前又は貯蔵中又は組合と貯蔵中のもの

2) 貯蔵者の倉庫、貯蔵会社の倉庫に貯蔵中のもの

b) 融資限度

1) セマ及びサイザルの場合は当該物件に於ける取引の最低保証価格を限度とする

2) コープ及び煙草業の場合は引渡場所の市場平均価格を限度とする。

c) 保証

1) 取立前又は貯蔵中の生産物の権利相当。

2) 取立融資の場合は商品相当。

なお、コープ工業に於ける工業系貯蔵物の場合は、特別融資として計上し、その場合

コープ工業製造工場が商人又はコープの積込工場に於て発行する工業貯蔵物割当

(150日間)を行使する方法を行使することとする。

その他条件は農業融資一般基準に準ずる。

2.3 特別プログラムに於ける融資基準

70年代の中期以降各種の農業関係プログラムが設けられ、主として乾燥地帯、農業前線地帯の農業関係で代替燃料作物の生産を中心に設計計画が下りてきた。この中には特に資金面の援助を次の通り規定している。

2.3.1 PRO FIR. (PROGRAMA DE FINANCIAMENTO PARA AQUISIÇÃO DE EQUIPAMENTOS DE IRRIGAÇÃO) 灌漑用機器の購入に於ける融資プログラム

1) 目的: 国内全土を対象とし、400 MVR以下のプロジェクト及び乾燥地帯に指定された地域では400 MVR以上も含む灌漑プロジェクトを対象とし、これらは灌漑用機器の購入資金を融資するに当たり、乾燥地帯の生産力向上を目的とする。
本プログラムの範囲内ではセラト地帯および小生産者の拡大を図るに当たり、灌漑プロジェクトは、セラト地帯の小生産者の可能性を裏付けするに資する、可成り資金を必要とする灌漑用機器器具の購入に援助を施すことができる。

- 2) 受益者:
1. 個人又は法人の農業生産者。
 2. 農業生産者一団を以てする農業協同組合
 3. 固有地域の占有者に対しは次の事項を証明する場合は融資が適用される。
 - a). 占有地にかゝり国又は州に於ける租税の支払証明。
 - b) 同一場所を5年以上居住し、これに経年約に因りして土地改良を怠らざることを証明する。

3) 融資条件

1. 融資対象物件

a) 国産品又は外国品の灌漑用機器器具で、電力又は石油以外の燃料を動力源とする。放水装置、木流式灌漑用機器器具

木揚ポンプ、電気施設、パイプ等は一括して単独に購入することは出来ない。

b) 木利工事及び施設の建設は木の引込、貯水池の造成、パイプラインの設置及びパイプの造成、木流地の保護、傾斜地の木保存用工事、木利工事

c) 電気設備又は石油以外の代替エネルギー源の施設

注) 400 MVRを超えないプロジェクトの場合に動力源の如何と不同機器器具の融資が認められる。

ロ) 融資限度

ア) 客細表、小表及び上記の2つのカテゴリに属する設備の総額の70%と50%の組合
の場合にプロジェクト総額の100%

イ) 中、大表及び上記以外の組合の場合プロジェクト総額の80%とし
但し、プロジェクトの総額が400 MVRを超えものに於いては設備のカテゴリにより
かかる100%の融資を交付する事が出来ず。

また400 MVR以上のプロジェクトの場合、小表の教書が次の通り義務付けらる

i) 12ヶ月間に少なくとも1回の作付を行わなければならない

ii) 融資の格付け期間中は最低利権の少なくとも25%に小表を教付する。

また格付け期間後、最低利権の少なくとも50%を小表外とする

ハ) 融資期間

最高限、6年以内、中格付けは27年以内

ニ) 金融費用

最も融資基準に準ずる。

ホ) 保証 : 政府、担保及び抵当

4) 技術指導

起用日の後、技術指導の義務を課せらる。

プロジェクトの作付は ア) 公共の技術指導機関、 b) EMBRATER の認可 全国技術普及

システムのサービスを提供する 独立した民間の機関

プロジェクトに最も技術面から次の事項が含まれることとする。

a) 灌漑予定地の平面、高低図。

b) 国内、外国又は外国 X-O-A の国内代理店が責任下にある灌漑用地に通じる
施設の明細。

c) 融資分以外の必要とする投資額

d) 受益者の技術水準に関する詳細。

e) 受益者の組合の場合、次の情報 : 協同組合、税関、卸売市場、銀行
又は事業家。

各社、国内A-A、又は外国A-Aの国内代理店に少くとも2回の収獲が行われること、
 受益者も費用負担もかかること、灌漑用機械器具の補充及び維持(部品の交換を含む)
 に7112の責任を負うものとす。この期間後における維持管理は両者の組合により
 決まらば、この規定に違反する場合、受益者の資格はこれに否損を申請す
 然るに又指道に據らば、

5) 灌溉施設: プラソウ中央銀行の指道に据らば、

2.3.2. POLONOROESTE. (PROGRAMA DE DESENVOLVIMENTO DE AREA DE INTEGRADAS DO NOROESTE 東北地方統合開発計画)

1) 目的: プラソウ外務省(1974年10月30日付)にもつて設けられた東北地方の
 地域開発プログラムで、地域内の遅延した優先地域の経済的、社会的開発に於て
 地域住民の生活条件の向上に用いられ、目的は、本地域の、この目的達成のため
 必要とする州次レベル内の、住宅、良質の半国産牧草及び土地購入の完全な援助
 によることである。

融資の対象地域は、次の遅延した優先地域に於て行われる

- 1) 沼澤盆地地帯 2) 沼澤山岳地帯 3) 乾燥農業地帯
- 4) 海岸沿線地帯 5) プラソウの耕作地帯

この地帯の面積は 209,4 Km² で、737 郡を合計 140 万人近くが居住す。この中の70%
 が農業に従事し、若年人口の70%が零細農業、小農に属する者であり、本計画は
 農とす者及び

本プログラムの完全実施に於ては、構成要素は

- 1) PROTERRA (北部及び東北諸郡牧草改良及び土地再開発プログラム)
- 2) PIN (国家統合プログラム)
- 3) 国家予算
- 4) 外国融資
- 5) 本プログラムの収入
- 6) その他

2) 受益権 :

- 1) 土地の所有者、水所有者、向かい 空堀 及び 中表業者
- 2) 以下の表業者に 組合員 及び 表業協同組合、但し次の場合に限る
 - a) 受益は 定域以下の 事業活動の 実施に 正味利益の 形成を 目的とする場合、
 - b) 組合員に 供給する 財の 購入
 - c) 組合員に 提供する 水・ガス 提供に 必要とする 財の 購入
 - d) 組合員 出資金の 立替に 用いられ
 - e) 組合員に 対する リターンズ
 - f) 組合員に 分派する 財の 買入れ、及び 組合員 所有の 6% 以上の 利益とする

3) 融資条件.

- 1) 融資融資 及び 国定又は半国定融資に 対する 次の 条件とする。
 - a) 融資限度、1人当り 100 MVR.
 - b) 保証 融資額が 50 MVR 以上の 場合は、金融機関が 決定する。
 - c) 期間 国定融資の場合 格差 6年以内 となること、
半国定融資の場合 格差 4年以内 となること、
2年以内 となること。
- 2) 土地購入 融資に 対する 次の 条件下 で 行われること。
 - a) 対象 単独又は 相互計画に 対する 買入れ
 - b) 期間 格差 6年以内 となること、20年以内 となること。
 - c) 融資限度 見直し額が 100 万 円以下 : 地域内 相場の 6% 以内 となること。
見直し 面積分 による 限度とする
 - d) 保証: 融資を 受ける 土地を 担保とする こと が 義務づけられる。
- 3) 協同組合に 対する 融資は 2,500 MVR に 限度とする
組合員への 分派を 目的とする 土地購入 又は 融資は、当該 50% 以上 が 購入する
土地が 即時 組合員への 分派 となる ことが 明らか となる 時点で 認可 される

4) 技術指導

- 1) 受益者の 技術指導 を 義務づけること。
- 2) 技術指導は 受益者の 負担となること、各州の 技術普及 公社、CEPLAC、CODEVASF に よって 行われる。

5) 融資機関

- 1) ブラジル銀行 (BANCO DO BRASIL S.A)
- 2) 東北信託銀行 (BANCO DO NOROESTE DO BRASIL S.A)
- 3) 全国協同組合信用銀行 (BANCO NACIONAL DE CREDITO COOPERATIVO S.A.)
- 4) 中級に指定された州立銀行

2.3.3. PROJETO SERTANEJO (PROGRAMA ESPECIAL DE APOIO AO DESENVOLVIMENTO DA REGIÃO SEMI-ÁRIDO DO NOROESTE 東北地方半乾燥地帯開発援助特別プログラム)

1) 目的: 1976年8月26日付 F7V101 第 79,299号 上 67 < 改定 > による 東北地方半乾燥地帯の開発援助特別プログラムを別名 セルティジョ計画と呼称する

本プログラムの対象地域は東北地方の中半乾燥地帯に約 680 千 km² の面積で、その中に合計 13 郡の農業改良プロジェクトを含む。具体的には次の目的を有する

- 1) 乾燥の被害を減少することを目的とし、生産力と交通網、居住と衛生サービスの生産組織を再編成する。
- 2) 地域の自然条件にもっとも適した方法とより乾燥農業に対する灌漑農業の組合を促進し、乾燥のインパクトを軽減する。
- 3) 標準的農場と小規模灌漑プロジェクトと新植地と在田小規模類似に在田の区分する。
- 4) 堤及び井戸の建設により、小中規模の水利を改善する。
- 5) 半乾燥地帯に適した新しい農業技術を普及する。
- 6) 生産活動に対する援助を保証する農業組織の再編成の完成を促す。

本プログラムの監督官庁は地方官とし、その他関係官庁と関連する形となる

2) 受益者

- 1) 土地に所有する農業者及び小規模者で、土地購入資金及び補償資金を必要とする者
- 2) 500 以上越える土地所有者で、自己の農地の生産性より農地の収入を増やすこと、生活に必要とする者

- 1) 500ha以上の土地の所有者で、そのプロジェクトは SUDENE (東北地方開発) 及び INCRA (植民及び農地改革院) に承認されている; (1)の受益者が購入する土地への道路を築くこと
- 2) SUDENE が認可したプロジェクトは、サービス提供を行う生産者組合。

3) 融資条件

1) 融資の対象 : 固定及び半固定投資、土地購入のための投資

固定及び半固定投資の対象となる事項として

- a) 木利農業のための工事、地の建設、井戸の掘削、灌漑工事、機械器具の購入を含む
- b) 固定投資 : 工場、中心費用、畜産設備、農具、車両及びその購入を除く
- c) 100 MVR までと限度として農林住宅の建設、改造及び拡張

2) 融資枠 : 総額の 100% 融資、但し、固定及び半固定投資の限度は 1人当たり 650 MVR まで

機械器具及び牛の購入に用いられる融資は次の場合を除き 1人当たり 100 MVR を超えることはない。

- a) 輸入品としての燃料を作業に用いる機械
- b) 灌漑用機械器具
- c) ガス発生装置用機械

3) 融資期限 : 6年間の格差期間を含む 20年間で

4) 土地購入資金融資に関する条件が以下の通り

- a) 目的 : 農地分譲プロジェクトの公共の土地内修繕及び SUDENE が認可した協同組合の責任の下に実行される公共又は民間の植民計画による分譲土地の購入
- b) 限度 : 6 モジュールまで
- c) 保証 : 購入した土地に担保とすることが義務付けられる

5) 組合に対する融資

組合に対する融資は、組合自体の投資及び次の場合に行われる。但し、全体の融資額合計は 2,500 MVR を限度とする

- a) 組合員が提供した融資の購入に充当する資金
- b) 組合員が提供するサービス提供のための費用に充当する際の購入資金
- c) 組合員が資金を融資
- d) 組合員が提供する土地分譲の費用に充当する資金

- a) 金融費用. 1984年の場合 返済保証修正 ORTN 委効率965% + 利息3%
- 1985年の場合 同上 70% + 3%

干ばつ指定地域への金融費用は年12%の率とする。
 b) 保証. 200 MVR 以上の融資の場合のみ保証の必要無し。保証の返替、担保、抵当の1/3が保証行の負担。

4) 技術指導

受益者に負担を伴うものは技術指導(行外)に委託する

技術指導機関として DNOCS (灌漑対策事務局) 及び各州政府と主管者として CODEVASFI, IN CRA, EMBRATER, EMBRAPA が補完する。

5) 融資銀行

ブラジルの銀行、ムルタ銀行、銀行協同組合的銀行、その他中級規定の金融機関。

注) ピアウイ州の指定地域に何れも KREDITANSTALT FÜR WIEDERAUFBAU - KfW による融資契約を結ぶことは全融資の70% 別途特別規則が定められている。

2.3.4. PROHORO (PROGRAMA DE APROVEITAMENTO DE RECURSOS HÍDRICOS DO NOROESTE SEMI-ARIDO 東北地方半乾燥地帯の水資源利用プログラム)

1) 目的: 1977年9月20日付決議第570 による改定計画による長期乾燥に耐える灌溉播種を確立すること。東北地方半乾燥地帯に於ける地表及び地下水資源の利用を積極化しようとするものである。

本プログラムは多量に資金を金融市場に支出する目的を以て設計

- a) 各農場に於ける井戸の掘削。
- b) 各農場に於ける堰及び補完工事の建設
- c) その他水の確保、利用に因り得る。

対象地域は東北地方の統合肉菜地帯 (アラゴアス、パル、セアラ、ピアウイ、マタンジョ、ピアウイ、バレンティン、ムルタ及びセルジペ州) 3州内の乾燥地帯。主務官庁は地方省である。

4) 受益者

- a) 個人及び法人の農業生産者
- b) 農業生産者による協同組合
- c) その他中級規定の企業。

3) 融資条件 1) 融資限度 受益者1人当たりの最高限度は1000 MVRとす。各項目別には次の通りとす。

- a) 堰の建設、改造、拡張の場合 800 MVR 以下
- b) 堰の合理的利用のための補完工事 200 MVR 以下
- c) 機械を掘削及び深井戸の建設 400 MVR 以下
- d) 長軸を用いた深井戸の建設 100 MVR 以下
- e) その他工事 200 MVR 以下

2) 融資期間

- a) 井戸の掘削の場合 10年以内とし、中3年以内経過
- b) 堰の建設、貯水、水利用のための補完工事の場合 12年以内とし、中3年以内経過

3) 金融項目 上記の融資計画の場合と同様。

4) FINOR (東北地方投資基金) 又は FISER (部門別投資基金) の税務恩恵と受取利息は法人資本融資の対象としない。

5) 技術指導: プラマゾの受益者に以下の技術指導は義務とす。

200 MVR 以下の融資の場合に プラマゾ外からの義務は受けるが、融資計画の提出の義務は行わない。これは融資の対象となる工事の合理的利用と安全に関する条件の含有が不明である。

6) 融資銀行: ブラジル銀行、ルネサンス銀行、中級が指定する金融機関。

2.3.5. POLAMAZONIA (PROGRAMA DE POLOS AGROPECUÁRIOS E AGROMINERIS DA AMAZONIA

アマゾン地方農牧及び鉱業開発促進プログラム)

1) 目的: プラマゾ計画は、1974年9月25日法律第29.600号により設立されたアマゾン地方の農牧及び鉱業を中心とした統合開発計画で、経済的開発の可能性をもつ15郡を選出し、この郡を南北に通って統合的開発を実現し、国内他地域との統合を図ることが目的である。

開発郡は次の地域を優先する。

- パラナ州: カラヤス地域、トロンベリス地域、アルミナス地域、
- マトピカ州: マラニャーノ

アビ州内: ジュルパ- ヴィモ-エス 地区

アロウ州内: アロウ 地区

マラヨ州内: プレ-アマゾ-ア-マラ-エニ 地区

アマバ直轄管内: アマバ 地区

ロライ直轄管内: ロライマ 地区

マコ-ゴロウ州内: アリ-アテン 地区, シルエナ 地区, シンブ-アゴア 地区

ゴマズ州内: アラゴア-ア-トラン-ニス 地区

ロコ-ア州内: ロコ-ア 地区

本融資プログラムは、上記開列地区に所在する農業事業者に対して、その事業活動に換
取するに目的として行われるものであり、その資金は PIN (国家統合プログラム) PROTERRA
(北部及び東北部におよぶ土地の再開発及びインフラストラクチャー開発プログラム) 等より支出され、
本プログラムの統括管理は地権者が担当し、大統領府傘下にて関係各府内で行

2) 受益者

- a) 農業事業者及びその組合
- b) 工業及びインフラ
- c) 農村地帯の社会
化や人口増加の個人又は法人 (公共機関を含む)
- d) 国家融資者協会、認可済
アグリコ-及び半官半民会社

協同組合の次の場合本プログラムが融資を受けることが出来る

- a) 組合自体の運営費及び投資
- b) 組合員に供給する財の購入
- c) 組合員に対してサービス提供の財に必要とする財の購入
- d) 組合員に対してリファイナンス (但し本法に定める目的の範囲内にて行われ)
- e) 組合員の分譲する土地の購入、1組合員当り6ヘクタールを限度とする
- f) 組合員が基金の立替

アグリインフラに含められ、企業の場合その次の事業を行う場合に本融資が受けられる

- a) 検査消種子、証明作種、改良苗の生産
- b) 肥料、土地矯正剤、農薬、根腐菌の製造
- c) 家畜飼料、土壌の施肥用肥料、動物又は植物の原料となる成分の製造
- d) 塩化カルシウム、e) 混合飼料、f) 表層土、トラクターの製造

3) 融資条件

1) 融資の用途及び限度

- a) 農業融資 (生産費及び投資) 7,500 MYR 以下 土地購入は6ヶ月以内
- b) 工業及びアグリビジネスに於ける融資 20,000 MYR 以下
- c) 機械、トラクタ、家畜、器具、車両、購入の目的の融資は1人1年当り100 MYR 以下。但し次の場合は除く
 - i) 輸入品及び燃料の貯蔵庫又は家畜牽引に於ける機械及び車両
 - ii) 灌漑用機械器具
 - iii) 飛行農業に必要及び国産飛行機及び部品

2) 融資期間

- a) 農業融資中の生産費の融資: 2年以内
- b) 全土牧畜生産の融資: 1年以内
- c) 農村道路の建設に於ける国定投資の融資: 12年以内、うち6年以内償還
- d) 土地購入の目的の融資: 6年以内償還、20年以内
- e) 工業及びアグリビジネスの場合: 3年以内償還、12年以内
- f) テンシ川流域地区に於ける農業の所有する土地の隣接地、又は隣接する土地は洪水の際に家畜を保護せしめ、牧草の生産に於ける^{土地の}洪水に於ける浸水に於ける^{土地の}土地購入融資が適用される。この場合融資の利率は土地の面積に自己の所有面積を越える地は未償、但し、地域の最低面積単位が6エーカーを超えない場合は自己の所有面積の20%増まで限度を設け許容される。

3) 金融機関 七ヶ村-区の場合と同様

- 1) 技術指導 受益者は技術指導を受ける義務を有す。ココア生産地帯では CEPDAC が技術指導機関となる。
- 2) 融資銀行 フラッシュ銀行、アムニタ銀行。その他中銀が指定する金融機関。この銀行は毎年、貸付状況と中銀に報告する義務を負う。

- o) 電気工事全般 変圧器や発電機の購入を含む
- d) プレ・サブ・サイト の 建設、運賃、保険料を含む

注) 輸入品としての燃料に付く動員振替の場合 (a) の限度は 200,000,000 円、30 日以内の燃料作りの場合は 200,000,000 円とす。

2) 融資限度及び期間

- a) 利用者 1 人当り 2,000 MYR に限度とする
- b) 融資期間は 最高 10 年以内で、そのうち 5 年以内は返済
- c) 81 年 2 月 26 日 以降の契約分については、その融資枠は OKTN に決定された

3) 金融使用 農業融資マニユアルの全例が適用される。

4) 技術指導

融資の FA の技術指導は 義務づけられておらず、必要に応じて行われる。

- a) 融資は CIBRAZEM が定めた方針に基いて プロジェクトに 5-20% の保証金を要する。
- b) プロジェクトは次の bank と 作られる
 - i) 農業マニユアルに定められた個人又は法人
 - ii) CIBRAZEM
 - iii) 州立の公的財源会社

c) プロジェクトに 含まれるものは以下の中

位置、建築面積、踏破能力、材料 (建築及び構造材料) 平面図及び断面図
等。

注) CIBRAZEM は 国面、構、及土計画、使用材料の承認等を行って、プロジェクト
が同意した上で、

5) 融資銀行 中級は 損益と全額貸付。

2.2.7 PROALCOOL (PROGRAMA NACIONAL DE ALCOOL 国家 T100-10 計画)

- 1) 目的: 燃料及び化学工業原料として T100-10 生産工場を、石油の在外依存度を軽減
 するための国家 T100-10 計画は 1975 年 11 月 14 日 法律第 76,593 号で成立した。
 この FA の融資基準は 76 年 6 月 23 日 国家金融委員会に於て承認された。
 同法令は 76 年 6 月 23 日 国家金融委員会に於て承認された。

- 1) 石油の輸入を軽減し、外貨の流出を防ぐ

1) 所得の個人差、国別の格差を是正する。

2) 遊休化している生産手段の利用による国内所得の増加を図る。

3) TUCO-IV 製造技術の需要発生による資本財生産の拡大を図る。

国家 TUCO-IV 計画の健全化のため、工率制-労働力増の健全、燃費削減 TUCO-IV 製造計画
国家通貨委員会が定めたその他の健全化方針を定めた。又、計画の実施期間として 1975 年度
省管下の CENAL (COMISSÃO EXECUTIVA NACIONAL DO ALCOOL 国家 TUCO-IV 計画実行委員会)
が設けられた。

本計画の主要地域は全国に亘る。

2) 受益者

1) TUCO-IV の生産原料となる砂糖や小麦等の農産物の生産者(個人及び法人)

2) TUCO-IV の生産原料となる砂糖や小麦等の農産物の生産者、I.N.H (砂糖 TUCO-IV 工場)
に登録した TUCO-IV 製造工場。

製糖工場に附属して TUCO-IV 製造工場の場合、TUCO-IV 製造計画に準じた原料の割合
で融資を受ける。

3) TUCO-IV 部門の経済と直接関連した活動を行う TUCO-IV 協同組合

組合は以下の融資を受ける場合を認める。

- a) 組合更新を行う。リファインス
- b) 組合の事業として TUCO-IV 原料生産に資する活動の投資
- c) 機械班の結成を行う融資 - 機械班の購入、維持管理、貯蔵
保存、水投入燃料費用の回収費用の等。

3) 融資条件

1) 期間 a) 国場の建設、砂糖や小麦の採集、抗張の場合、3 年以内

b) 組合上の機械化班形成の場合、5 年以内

2) 全額費用、農業融資一般適用。

4) 投資指導、受益者に対する投資指導義務を課す。

5) 融資銀行、国家農業融資銀行に合併した金融機関。

2.2.8. PROINVEST (PROGRAMA DE INVESTIMENTO AGRÍCOLA 農業投資プログラム)

1) 目的: 農業生産の拡大を目的とし、農業生産に必要とする固定投資、及び半固定投資資金の提供を目的とする。資金は、BIRD 基金、国庫、プログラム自体の収入金、その他国際通貨基金の決定する政課上より出資。国内金融の不足を補う。

- 2) 受益者:
- 1) 個人又は法人、農業生産者
 - 2) 農業協同組合
 - 3) 農業生産者への概念を含む組合、工場保全や機械化サービスを提供する個人又は法人
 - 4) 国有地の所有者又は租税の支拂証明を持有、同一地域に事業上居住し、土地を耕作する者の場合。

3) 融資条件:

- 1) 請求: 農業開発に必要とする固定投資及び半固定投資を含む、固定投資及び半固定投資は向付するプログラム。但し、野獣害等の建設、肥料用及び飼育用家畜の購入、土地の購入は請求できない。

2) 限度: 機械器具の融資は1人当たり24,000 ORTNを越えない。計上超過のものは別申請の特別許可を必要とする。

- 3) 期間: 受益者の能力に応じて決めるが、次の原則とする。
- a) 機械器具の購入の場合: 償還2年を含む6年以内
 - b) 土地矯正の場合: 償還2年を含む5年以内
 - c) 土地改良の場合: 投資に対する融資基本が適用される。

4) 全額費用: 農業融資 - 投資費

4) 技術指導: プログラムの受益者に対する技術指導は義務づけられている。

5) 融資銀行: 中銀が指定する金融機関

2.2.9. PROPEC. (PROGRAMA NACIONAL DE DESENVOLVIMENTO DA PECUÁRIA 全国牧畜開発プログラム)

- 1) 目的: 牧畜部門の企業的经营形態を導入し、1) 牧場の効率、牧牛群の改良、2) 飼料と適切な技術の改善、3) 初期收穫期と産乳期の給餌レベルの向上、4) 衛生管理システムの改善、5) 牛の体の出生率の向上と死亡率の減少、6) 屠殺率の増加。某国、牧畜生産の生産性を向上させることを目的とする。

本プログラムの補充プログラムは2種類のあり。

a) PRONAPA (PROGRAMA NACIONAL DE PASTAGEM 全国放草生産プログラム)

b) PRODEPE (PROGRAMA DE DESENVOLVIMENTO DE PECUÁRIA DE CORTE 全国肉牛生産開発プログラム)

c) PRODENOR (PROGRAMA DE DESENVOLVIMENTO DE PECUÁRIA DE CORTE NO NORTE E NORDESTE 北部及び東北部地域の肉牛生産開発プログラム)

d) PAMPL (PROGRAMA DE ESTÍMULOS TÉCNICOS E FINANCEIROS PARA O DESENVOLVIMENTO DA PECUÁRIA LEITEIRA 乳牛生産開発のための技術資金援助プログラム)

e) PROGRAMA ESPECIAL PARA FORMAÇÃO DE PASTAGENS SOB TÉCNICAS MODERNAS (近代技術による牧場造成特別プログラム)

本プログラムの対象地域は国内全土である。

2) 受益者 : 次に従事する個人又は法人の農業生産者

a) 肉牛、乳牛又はその混合形態に於ける牛又は木牛の飼育

b) 肉用種羊、毛用種羊又は肉毛兼用種羊に於ける羊毛生産を目的とした羊の飼育

c) 繁殖用種畜の生産者

d) 以上の生産者による協同組合

e) 既に放草生産に従事しているが、放草生産に肉牛を持ち込める生産に従事する生産者

3) 融資条件 : 1) 生産者融資

PROPECに於ける生産者融資は、肉牛又は肉牛、乳牛混合飼育プログラムに於ける放草生産。

3年間の管理運営に融資する目的とする。

a) 限度、各年度別計画額に25%まで

b) 期間、3年以内

2) 固定投資又は半固定投資

企業的所有形態に於ける放草生産又は放草生産を含む、F1V飼育やその肥育

の導入、家畜の購入、土地の購入は融資対象としない。

a) 限度 : 1人当り最高 2,500 MVR

b) 期間 : 始年4年を含む12年以内

4) 金融費用、省費融資一般基準。

4) 技術指導：金融機関による受益者への技術指導と義務づけ

5) 融資実行：国家農業融資システムを介した金融機関。

2.4.10 PROVAREZA (PROGRAMA NACIONAL DE APROVEITAMENTO DE VARZEAS IRREGULARES 灌漑可能な低地の利用全国計画)。

1) 目的：ブラジル各地の河川流域に未利用の低地の排水と灌漑による農業化を、国家の農業生産力を拡大するための計画で、各農場単位での灌漑及び排水プロジェクトに特別融資を介して土壌及び水の合理的な利用条件を伴って実行される。

PROVAREZA 計画の基本的な次の事項を含む。

1. 灌漑の改良：定期的な洪水に襲われる低地の排水工事、大川川の水路の修正、堤防及び排水路の建設、排水の工事、国家予算による国家改善工場の運営の執行。

2. 排水工事：単独又は複数の個人農場を対象とし、排水路のコントロール工場の工事、排水路の設置による地下水位の位置低下による低地の利用の執行上の前提となる工事。

3. 灌漑と排水の両目的を持つ工事：各作物と排水の供給コントロールを執行し、作物の必要とする水の保持を目的とする工事。この目的は農場ごとに蓄水量の確保のために排水及び給水の計画の建設、地形の整地等の工事と関連する。

4. 土力及び水分保持のための工事：低地の合理的な利用と深く関連する工事で、土壌の侵蝕防止策工事。

本プログラムは全国に実施され、国の金融指導及び相対的な融資と融資の12実施手段。

5. 全国の対象地域は、各州及び各正統的利用の低地利用プログラム地域に選定され、農業融資システムには、一貫して含まれる。

2) 受益者

1) 個人又は法人の農業生産者。

2) 農業生産者による結核された協同組合で、自己資金の投資及び組合員によるリソースの執行による。

1) 正式に地権に所有し、占有者 2.6 次事項に満足する場合は融資を受けることが出来る

a) 占有に肉付の州又は連邦への支払義務に果しては、

b) 同一土地に5年以上居住し、土地の経費の内訳が改定に肉付に肉付の場合

3) 融資条件.

1) 融資対象.

a) 固定投資

I: 小河川水路の修正、堤の改修及び洪水対策工事

II: 排水及び灌漑用ポンプの建設、貯水池、堤、井、凡事の建設、木柵の施設、田水路の改修、その他必要工事

III: 灌漑及び排水ポンプ以外の機械、代板作業

IV: 融資対象地域に又分する区画

V: 技術指導に依り、排水又は組織化中の組合の建設工事

VI: 土壤分析の結果、技術的見地より必要が認められる場合、排水の設備、集中貯水池の建設又は施肥

VII: 地域の合理的内訳に必要とする補充工事、灌漑内道路、運水線、排水及び灌漑ポンプ以外の良好な運管設備の必要工事

b) 半固定投資

I: 木口引止りや分取の区画に不可欠な機械器具、保証付の自動車、中古品等

II: 1人年向 100MVRに限度とする機械器具。(動力耕耘機、田植え機、播種機、打穀機、サトウ芋、トラクタ等)

2) 融資限度.

a) 零細者、小農及び組合員70%以上を零細者及び小農とし、構成中の組合員が、融資対象者 100名

b) 中、大農及び組合員70%以上を組合員とし、融資対象者 80名

以上 400 MVR 以下の融資対象者の規模合計は、肉付に 100% 融資

に融資の最高限度は、1人の生産者につき、灌漑及び排水ポンプ以外の場合、年向

200 万円の工事に必要とする資金に過ぎない。以上規模の融資対象

の場合に農務省 PROVAREZIA 管理部の認可及び中銀の事前許可が必要とする。

1) 灌溉期間: 最高6年, 5年間の播種期間を含む。

なお、経済的収獲に合せて6ヶ月間より行なうことが出来る。1回の割賦支払の播種期間の終了後6ヶ月間の休耕。工事が排水工事のみで収穫が年1回しか行なわれる場合経済的収獲の割賦支払は1年ごとに行なわれる。

2) 金融費用: 農業融資一般規準。

3) その他: 融資を受ける土地にはコヒー、ココア、砂糖、燃料、肥料としてマンシカ、ゴム、植林、バナナ、バナナ、ヒマワリ、及び牧草等の植付を行なわれる。但し、排水工事のみで行なわれる土地で、最初の2~3年間の初期作物の栽培が不可能な場合は技術的決定の土地に於いて灌漑的収獲と見做す。利用の仕方が認められる。

4) 技術指導: 生産融資の場合に必ず技術指導を義務とする。

工事は必要施設の購入は、国の又は半国定投資に向ける融資に信任する技術指導の責任を負う。プロジェクトの灌漑と排水の設備は、各州の技術指導、又は普及公社、ミナシカ州のRURAL MINAS、パラナ州のIRGA、カタラ州のCATI、カピウ州のCENEA、連邦政府のDNOS、NINOS、CODEVASF等プロジェクトの技術指導機関に存在。

各プロジェクトに次の事項を含むものとされる。

a) 河川修正、プロジェクトの灌漑。

修正する河川の全長距離: 1haあたり灌漑容量 M^3 。面積、全長

b) 排水プロジェクトの場合。

排水システム、排水の排水高を修正するラインの距離、1haあたり灌漑容量 M^3 、排水トンネル。

c) 灌漑及び排水プロジェクトの場合。

プロジェクトの基礎、灌漑用ポンプ、送水機、運搬の手段、灌漑の砂体積...

5) 融資銀行: 中級が指定する金融機関。

第三次天然ゴム生産振興プログラム)

1) 目的: 第三次天然ゴム生産振興プログラムの1981年9月23日付デクレット第85.929号に基づき、政府は以下の国内の天然ゴム栽培地を確保し、国内生産の増大と生産性の向上を図ることに努める。本プログラムは、次の6部門から構成される。

- I) ゴム園造成プログラム
- II) 造成ゴム園の再生プログラム
- III) ゴムの苗生産プログラム
- IV) 小規模農場の設置と、野生ゴム樹の再利用プログラム
- V) 小規模農場、及びゴム精製工場の新設プログラム
- VI) 前次PROBOR計画で造成されたゴム園のインフラ整備プログラム

本プログラムの対象地域は SUDHEVEA (ゴム管理庁) が選定した郡 (農林融資マニフェストに一定の記載がある) であり、その中に含まれる。国家は、ゴム管理庁の収入を他の収入で充てる。

2) 受益者: 天然ゴム栽培と販売のを行う者であり、永年作物又は植木の経験のある農業者。

3) 融資条件

1) ゴム園造成プログラムの条件

1) 融資の対象

- a) ゴム園造成地域の境界設定
- b) 台南及び整地
- c) 植付及び入
- d) 肥料、石灰、農薬の購入
- e) 表耕器具、車輛の購入
- f) 苗の生産及び購入
- g) 農場内の道路造成
- h) 農場外に化学肥料 (窒素、リン酸) の建設
- i) 火災予防装置の新設
- j) 技術料の支払とゴム管理費
- k) 100 ha 以上のプログラムに於ける指導管理費
- m) その他必要な経費

2) 融資額

a) 50 ha 以下のプログラムに於ける	100%
b) 50 ~ 100 ha	90%
c) 100 ~ 250	80%
d) 250 ~ 500	70%
e) 500 ~ 1,000	60%

1) 融貸期間

- a) 面の地主を含む。70%以上の場合 14年以内 8年以内の措置を含む。
- b) 面と宅地の踏入が70%以上の場合。13年以内 7年以内の措置

2) 融貸の対象となる面積

- a) 最高限度 申請者1名あたり 2000ha。170%以上の面 1000ha
- b) 最低限度 170%以上の面 10ha

但し、申請者のTTL PROBORO 融貸の受取に当たっては 5ha。宅地及び宅地
地の中に含まれ、小規模者の集団で第一の申請の場合には 3ha。

II) 建設済みの再建70%以上の場合

1) 融貸の対象

- a) 工場の調査 b) 施肥及び植栽管理 c) 生産物の踏入
- d) 表層土の踏入 c) 但し管理上必要と認められたり建設済みの建設 f) 申請者等
の建設 g) 当該工場の再建に必要と認められたり

2) 融貸限度

- a) 50ha以下 70%以上の面又は70%以上の建設 100%
- b) 50 ~ 250ha 80%
- c) 250ha以上 60%

1) 融貸期間 : 普通 27年以内を含む 5年以内

2) 融貸の対象となる最少単位 : 3ha

III) 工場の面積70%以上の場合

- 1) 融貸の対象 : 面積の減退に必要と認められたり
- 2) 融貸の限度 : 70%以上の建設 100%
- 3) 融貸の期間 : 30ヶ月以内 18ヶ月以内
- 4) 融貸の対象となる面積 : 最高 20ha 最低 3ha

IV) 再建工場が建設されずとも工場の再建70%以上の場合

- 1) 融貸の対象
- a) 工場等の管理に必要と認められたり建設の建設 b) 生産物の踏入及び畜産物の踏入

- c) 道路、船、汽船の建設
- d) 採集人木の輸送と食料の用度
- e) 燃料の貯蔵
- f) 採集人木に供給する高品質の日用品の購入
- g) 小工場用機械器具
- h) 小工場設置のための後援
- i) 燃料の確保
- b) 融資の限度 規模に応じて 100% ~ 80% ~ 60%
- ハ) 融資の期間 4年以内、中 18ヶ月以内の格差期間を含む

Ⅱ) 小工場及び工場建設の促進プログラム

1) 融資の対象。プログラムに含まれるプロジェクトの融資対象として、中位の機械器具購入に充てる融資とする。

ロ) 融資の限度

- a) ミニ工場 4ヶ所の設置プログラムの場合 100%
- b) , 5 ~ 7 , 80%
- c) , 8 ~ 10 , 60%
- d) 工場建設の促進プログラムの場合 80%

リ) 融資の期間

- a) 小工場の場合：4年以内、中 1年以内の格差期間を含む
- b) 建設工場の場合：5年以内、中 2年以内の格差期間を含む

Ⅲ) 整備プログラム

1) 融資の対象

- a) 農村内道路の建設
- b) 灌漑施設全般
- c) 診療所、学校等の建設

ロ) 融資の限度

- a) 250 万円以下のプロジェクト 100%
- b) 250 万円 ~ 500 万円 , 80%
- c) 500 万円以上のプロジェクト 60%

リ) 融資の期間 6年以内、中 格差期間 2年以内を含む

Ⅳ) 保証 融資額の 125% に相当する保証を要求する。

Ⅴ) 金利適用 ORTN 変動率と下地率の平均修正率 + 年利 3%

FFI 指値比較 2011 年 12% の利息のみ

a) 技術指導。 政府の技術指導は義務的に行う。

c) 融資代行： 中級以上の技術者全般に。

2.9.12. PLANCAFE (PLANO DE ASSISTÊNCIA FINANCEIRA À SAFRA CAFÉIIRA コーヒー生産に對する 資金援助計画)

1) 目的： 本計画は、コーヒー生産者及び資金上の援助を受けることのできる他の4つの計画のプログラムを
概観する。

- a) コーヒー園の栽培管理及び再生プログラム。
- b) コーヒー園のインフラ改善プログラム。
- c) コーヒー生産者団体結成奨励特別プログラム。
- d) 生産地域のインフラ改善プログラム。

2) 融資条件。

I) コーヒー園の栽培管理及び再生プログラムの場合

a) 受益者： コーヒー生産者及びその協同組合

b) 融資の源泉： VBC (蓄積基本金) に依りて生産管理費の融資

c) 融資の償還： 蓄積基本金に依りて、1984年12月1日(1984年12月1日)の支払
踏入資金の追加である。 融資費の利率は融資交付時より交付後60%、85年
1月以降10%、1985年3月以降30%とする。但し石灰踏入資金の契約締結と同
時に解除される。

VBCに存する融資限度は次の通りである。

a) 零細農、小農及び年間の生産高が2,000 MVRに超えない中農、及び零細農の小農

が70%以上を占める組合の場合、VBCの60%。

b) その他の生産者及び上記以外の組合の場合、VBCの40%。

II) コーヒー園のインフラ改善プログラムの場合

a) 受益者： プログラムの源泉は国の基金である。 コーヒー園の更新計画に依りて造成する。

技術指導を受けること、技術的の可成性を得、コーヒー園の融資の源泉と見なす。 受益者は

以下のコーヒー園に所有する農業者である。

b) 融資の対象

a) 洗いや、乾燥機、納屋の建設 b) 乾燥機の購入

c) コーヒー豆の脱皮機、脱穀機の購入

c) 融資期間：最高6年以内、中2年以内の経過期間を含む

II) コーヒー生産者団体協会の奨励特別プログラムの場合

a) 受益者：国内全土に対象とし、コーヒー生産者組合、またはコーヒー生産者の協会の70%以上の団体が受益者となる。

b) 融資の対象

a) 先般に及ぼす、受益者の生産者組合に必要とする組合費出資金の立替に用いず。

b) 次の国庫投資：2.7-調整工場、コーヒー輸出に際しての洗いやの出産材料貯蔵庫、共同事務所設置、市場の指値に付する通信システム及びその他器具、加工場及び貯蔵庫の建設。

1) 融資の限度：最高限度は20,000 MYR 以下

右以外に付する融資の比率は、答復表及び小表に示す組合の場合 100%
その他の組合の場合 70%

2) 融資の期間

出資金と同様に付する場合、経過期間は最大2年以内

その他の場合 最高6年以内、中2年以内の経過を含む

III) 生産者団体の改善プログラムの場合

a) 受益者：計画的に付する組合に必要とする。この両方の土木及び農業
電化に内定したる団体の受益者となる。

b) 融資の対象

a) 交際連絡の建設 b) 農機具 c) 貯蔵庫の建設及び加工場の改良
に投資

1) 融資期間 最高7年以内、中2年以内の経過期間を含む

2) 融資限度 又積額が70% 以下

3) 金融費用 ORTN にもよるが年利5% 以下

3. 政府担保：答復表の場合に限り義務づけられている。

4. 融資銀行：農業融資はスプアの機関による金融機関

3. その他参考事項.

3.1 農業政策の急変. (特に農業融資を中心として)

現行の農業融資制度は 1964年の軍事革命によつて発足した。政府が林用と工業開発のための積極的な外債導入政策と、農産物輸出の増大を目指して経済政策の中で農業部門の振興に必要とする資金の供給システムを整えることに決定した。以後改訂を加え、今日にいたつておる。

当初の目標としていた農業生産性を上げ、生産性の向上と関係するに不可欠な固定投資がその回収に長期を要し一般の農業者に与つた大きな負担を伴つたこと、その資金を融通し、これと合せて生産者の融資も行う制度として発足し、その利息に補助を与えて低利かつ長期の融資が行われること、生産者にとつては大きな魅力となり、農業融資の利用が急速に普及するようになった。70年代に急速に普及した機械化農業と、これに伴うトラクターを中心とする農業機械の需要や、肥料、農業需要の増加など低利の農業融資によつて支えられたものがある。

このように政策の転換は 60年代の後半から 70年代の前半にかけて高度成長の時代を形成したが、第一次石油ショックの影響を受け、74年以降、経済成長は鈍り、国内総生産の成長率は73年の 11.3% とピークを越え、以後 74年 6.8%、75年 3.0% へと低下、一方石油輸入額の増大と理由とする貿易収支の大幅な赤字、対外収支の調整が必要となるなど、外債の増加も第二次石油ショックを要因が現れ始めた。その結果と必要とする段階は、いかにつづいた。

しかしながら、この間も 76年までの比較的豊かさを覚えた農業界に保留は、依然として低利の融資が維持されたこと、69年から 76年にいたる 7年間は農業融資が伸びたこと、拡大した時期(実質価値で 344% の増加)とつづいた。この時期をすぎた 77年に入ると国際収支の悪化と加之次第に再度にわたる国内インフレ、対策として採用された金融引締めの政策の下で、農業融資面にも各地の融資枠の制限が行われるようになった。以後 70年末の第一次石油ショックによる貿易収支の悪化、国内インフレの進行、80年代に入ると世界的な物価の急激な上昇と X 型経済危機に端を発する国際金融市場の急激な縮小に起因する融資の中断、その結果 IMF の救済要請に、国際不況の中で金融の引締めに余儀なくされた農業融資面でも融資枠の縮小、利息の引き上げと補助の削減など農業生産の拡大は止まり、一連の措置の中で 21年間にわたる軍事政権が実施した移行した。

結果 60年代には農業生産高の10%程度に過ぎなかった融資総額は70年代の中期には80%に達するようになった。

このように融資拡大傾向の中で問題として挙げられる上は、前述のように全体的に融資の拡大にたいして零細農家や小農を主体とする一部の作物での弊が伸び、地域的にも融資の恩恵に浴していない地域が多く存在した。また、融資を多く利用する大規模業者の中には低利の融資を全面的に農業に投資する傾向をもち、多くの問題が浮き出た。70年代の中期に南部地方で起った農業融資の不正流用事件や、東北地方で発生したマンゴシカの拒付請求から生じた不正事件等、農業融資にかかわる事件が連続し農業融資の在り方の再考を促した。この間国内食糧の不足をカバーするために行われた輸入は78年に10億ドルに達し、石油ショックに伴って悪化した外貨不足は海外収支に農業部門が大きな影響を及ぼした。

このように情勢下で最後の軍事政権を引き継いだフィデル政府(1979~1984)は70年代の後半に国内直面した問題として、国内インフレ及び海外収支の問題に直面する中で、アボラールの生産による輸入石油の代替促進、国内食糧の増産を供給する国内インフレの抑制、農産物の輸出拡大による海外収支の改善を目指し、その舞台としての農業部門の強化や農業優先策を打ち出し、前政権の工業優先政策の後に疎外された農業部門の活性化を図った。

この農業優先策の中核として農業融資面では先に述べた将来の問題点、特に農業融資の恩恵に浴していない小規模農家の保護を中心として次の措置が決定され新しい農業政策の方向が打ち出された。

1) 農業生産者の規模別分類

前政権下の農業部門の問題として挙げられた中で、融資の大規模、特定作物と比べ輪作作物への集中傾向が指摘された。フィデル政府は、この弊を改め、抜的に圧倒的に多くの国内食糧の生産に相当する小型の農業者を優先する。従来、大中小の三段階に分類された小規模農業者の規模別分類を、零細農業者を加えることにより大中小及び零細農家の4段階に分類した。この中、小及び零細農家の保護に重点を置く措置を採用し、生産者規模の分類方法として、農業生産高が100 MYR以下は零細農、100~400 MYRは小農、400~2,000 MYRは中農、2,000 MYR以上は大農とした。

またこの分類に応じて融資枠や利率が設定された。

の70%、1年利3%、その他は地域に同じインフレ率の30%に年利5%の利息を加えて合計
金融費用といたす。これらの利息は生産融資の場合である。換算に際して融資利息はインフレ率の100%に
年利3%の利息を加えらる。

このように83年以降インフレにスライドする利息徴収の方法がとられたのは81年、82年と続
いて年利100%程度にインフレ率の83年に近づき急速に近づいた。200%に達した以後年利一定額
の利率を定めた場合インフレの進行速度に比例して利率も低くなる。また各政府の補助が増大するなどの
政策であり、変動するインフレ率を基準とする以上、融資に際して支払利息がインフレ進行の指標によっても算出
し、後の決済の方法に調整を要する当然の措置であった。金利の引き上げによる増収と不確定な金利
支払の方法が従来の低利の融資と異なり農業界に大きな衝撃を及ぼした。政府は打
出た農業優先策は、逆に農業生産を圧迫する方向に進んでいくことになった。

軍事政権最後の年と見て1989年も前年よりも抗及財政赤字の減少、通貨拡大の抑制、小規模な
補助の段階的削除、著しいインフレ収縮政策の強化など、農業部門は農業融資枠の縮小、融
資利率に際して補助の徹廃という苛酷な条件下で運命を遂げた。生産コストは高くなり、農業融資枠の利約は従来の
農業融資の中心であった信用銀行の融資枠を制限し、民間商業銀行の農業融資枠も高の方向で行った
のである。新しく設立された商業銀行の農業融資義務は従来の銀行の貸付総額に際して一定比率を
占め、当該貸付総額に一定比率を乗算したものである。高度のインフレ下は日米貨幣価値の減少により、中央
当座預金の残高が極度に減少し、かつ当座預金の基準として農業融資義務額は低く、農業融資の需要に
応じきれない状態に陥り、農業界への資金枯渇を極めた。

この株を情勢下は輸出作物では国際市場が順調に推移し、収益性の高い生産者、畜産
成を可能としたものの、国内食糧と向き合う農産物の資金の不足から生産は停滞して人口の増大に
応じず、その結果として多くの小型農業者の収益を圧迫したと同時に、供給量の不足は国内価格の上
升に国内インフレの原因を作った結果であった。これは零細農、小農を優遇して国内食糧の生産を増
大し、食糧の豊かさを供給によって国内インフレ率の材料としようとした当初の政策目標が完全に
達成された形であり、結果的に巨額の外債と年利230%に達する国内インフレで残った民生の新政
へ引き継がれたことになった。

3.2 新政权と改革政策

1985年3月、ブラジルの政界は21年間にわたる軍事政権より民政へ移行した。この民政移行に決定的な契機となしたのは全国的に大統領選退の動きがあり、国民の関心を集めたが、大多数の信頼を得て選出された新大統領が就在して待たず、直ぐ例外的な死去を看取した。この民政移行のなかで、国民の間に国家に対する愛着が強く復活したことは、極めて画期的な現象であった。

民政移行による大規模な政権の移動であったが、国の経済面においては巨額な外債と高度のインフレをしのぎ、経済の回復を期すこととなり、多難な前途が予想された。国民の期待を背負って立ち上がった新政权は、この期待に応える経済政策が必要とされた。この状況の中で、従来政府の政策と関心を集めていた軍政時代と異なり、新政权に対する協力姿勢が国民の間で芽生えていた。新しい政策を打ち出すこともつとめ強力を支えてくれた。

国の経済政策は概ねIMFの監督下となり、対外勘定の調整とインフレ政策の遂行が中心であった。この対外勘定の調整については債権側の各機関との交渉による新規資金の調達や、期限到来債務の繰上しを行った。内部についてはIMFとの協定による貿易黒字目標（前年の90億ドルに改定120億ドル）の達成を目指した。この貿易黒字目標の達成については、85年を通じて支取に大幅に増進した。これは平行して加工製品の輸出競争力の低下や、主要輸出商品の国際相場下落などによる輸出環境は決して良好なものではなかったが、国際石油価格の下落を中心とした輸入の大幅な減少によって貿易収支は当初の目標を上回り、130億ドルの黒字を達成することになった。

比較的順調に推移した対外勘定に引きかち国内インフレの方は鈍化の傾向をみせ、年間のインフレ率（223.8%）を更に上回る（235.1%）物価の上昇を続けた。年々明けた86年に及ぶと年頭より強度のインフレ傾向が現れた。（1月17.8%、2月15.0%）、これを放逐する場合年率300%を越すインフレ率を予想された。政府は最終的に物価を抑制する政策を採り、これはブラジルの歴史に例をみないインフレ抑制のための強硬手段が採用されたことになった。

一般にクルザード・プランと呼ばれるこの調整政策は新しい通貨クルザード（CRUZADO）を設立して旧通貨1,000クルザードを1クルザードと切り替えると同時に2月28日時点の消費市場物価及び為替レートの凍結及び主要商品の金利価格を設定し、従来経済全体をインフレコントロールする手段としていた。このインフレ抑制政策は、従来のインフレの進行を中断する強硬策であり、従来のインフレ抑制に採用していた方法と異なっていた。クルザード・プランは設立後大統領令第2,283号及びその一部改訂した2284号の告示で次の通り

7.2) 3.

- 1) ブラジルの通貨呼称をクルザード (CRUZADO) に改称する。旧通貨の1クルゼイロは $\frac{1}{1000}$ クルザードに相当する。呼称の改称に伴ってセントの呼称を廃止する。
新通貨の記号を Cr とする。旧通貨クルゼイロは本法発令後 12ヶ月間 クルザードと共に流通し 1,000 クルゼイロは 1クルザードに換算される。すべての銀行・金融機関、積立金口座はクルザードに切替えること。
- 2) 1964年7月16日付法律第4,357号で設定された ORTN (通貨価値行使可能な国債) を ORT (国債) に改称する。1 ORT の価値は 1987年3月1日時点で $\text{Cr}4,106.40$ とする。
12ヶ月を超えておいて IPC (消費者物価指数) が上下 1% 以上の変動する場合、通貨委員会が決定した期間に相当する期間に価値の変更を行わせる。
各債券のうち 1年未満のものには契約金額の調整を命令事項に入すこととし、12ヶ月以上の契約の場合には ORT の変化に応じた契約金額の変更を行わせる事項とする。
- 3) クルゼイロで契約した支払義務は、本法発令日以降、1日当り 1,000 Cr の割合で増加する率に削減した金額をクルザードと見做す。1987年2月28日までの毎日の換算率を別表に発表すること。
- 4) 教員及び住居金融に関する割賦支払額は過去12ヶ月間の実質平均金額を算出し、これに規定の率を乗じた金額を新しい支払義務とする。しかしながら此の場合に 1% 以上の金額が利用者の月収を上回ることはない。
- 5) 銀行・金融機関及び積立金の中、カピタル・フ・エ・パ・サ (老期貯蓄基金)、FGTS (預託期間保証基金) 及び PIS/PASEP (社会統合基金) のうち IPC (消費者物価指数) の変動に応じて調整を受けることとする。
- 6) 本法発令の日以降最後の給料は $\text{Cr}800.-$ とする。(注: 従来の最後の給料は 1985年11月10日付 $\text{Cr}600,000.-$ (クルゼイロ) で 85年5月1日付に改訂されたこと) 次期改訂は 87年3月1日とする。給料及びその他の報酬は過去6ヶ月の実質平均値を算出し、規定の率を乗じてクルザードに切替えること。
給料及び報酬は国債調整の基準となる日以後の IPC 変動率累計が年率 20% を超える。

全面的に調整された。この規定は後日大統領令 2289号で、3月以降 国体支持の時更
で蓄積された収入率の60%の給与調整を行おうとされた。これは改正された。新年度
年度の収入率の20%に達するまで行わない。また各部門が年度の収入を小増の時
期に給与調整を行おうとすることを妨げる。前年度にも比べて全国一律の調整(収入率の蓄積
が20%に達した時更)による経推システムへの移行方法とされた。また残りの
40%調整については労使の協定による生産性に基づく調整を行うこととなる。
給料に肉付の国体支持は自由である。何卒の制約を受ける。

- ① 正当な理由のある解雇や雇用の活動停止による失業した労働者に對し 1時的な給付補助
を受けるための失業保険を改定する。
この受益者として労働者の労働損失に因る過去6ヶ月間 公営機関又は民間共同の事業場であったこと
を証明し、過去4ヶ月前に失業したことが 3ヶ月間 社会保険料を支払ったことが条件となる。
この失業保険は失業後 自己収入を扶養する十分な収入の道がない場合に 4ヶ月間支給
される。保険金額は最低給料の3倍までの報酬に得られる収入に對しては 50%、最低給
料の3ヶ月分以上と得られる収入に對しては最低給料の1.5倍となる。

長期にわたって収入率で失業の所得が相対的に低下している国民の大半はこの経推システムに對して
全面的な支持を行使している。結果として、長期にわたって収入率の解放を要し、金融状
況の面白味も失われ、大衆の不安定な状況に對して政府が努力してはいるが、この結果として
金銭的余裕が減少した結果 未曾有の消費ブームが出現した。この種の物価統制に對して
多くの商品の騰貴(とくに牛乳と乳製品)も不足と相俟って現れた。過熱する消費を抑
え、円滑な供給を確保する補完措置が必要とされている。

新政権下における農業部門は 4/55年度の収穫が開始された。この年度は前政権下で相対
的に行われて、新政権下でこの収穫が行われるという二政権と対比する。前政権の政策
にもよって生産結果とみれば自由である。/ 同様に相対的に相対的な決意に對して VBC
(貯蓄基金)と最低保証価格の前半比、前半比 270% 及び 261%と収入率を上廻す率に改定
された。相対的に増大し、生育期間中の天候が良かったにもかかわらず 大中の増産を遂げ、穀類及び油
脂類作物は長年にわたって停滞した 5千万トンの生産規模を一挙に 5千万トンの伸びを遂げた。

この生産増大に伴い、供給量の増加はE5の市場価格を押し下げる結果となり、市場価格が政府設定の最低保証価格を下廻るに及ぶ。政府の支出が拡大するが、新政府は、その資金を金融市場の中で準備した証券を以て、史上最大の量に及ぶAGF（政府買上げ）及びE5F（現物担保融資）を主に農業界の需要を得る際に行なわれ、農業部門に及ぶ最初の問題に解決される。

新政府の農業部門に及ぶ政策は、全体的な経済政策の中で、輸出作物及び工業用作物の生産を阻害するに及ぶ国内食糧の生産を拡大するに重点が置かれる。国内食糧の生産拡大は前政権が米穀政策の可成り政策で及ぶ各程の障害によって目標が達成できなかった項目であるに及ぶ。新政府は新しい制度により、この問題に取り組むに及ぶ。とくに長期的な効果より、効果的の生産拡大を図るに及ぶ。生産に及ぶ融資を始り、農政方針に及ぶ生産物貯蔵施設の整備、生産物価格の安定に及ぶ政策を打ち出される。

農業融資面におきける85年中は前政権の制度をとり、往々方法がとられ、その中5%金利の前期と同様に2.0%（年割）+ 年利3%とし、融資枠は作物毎、生産の規模別に表化する。融資枠の中で採用された唯一の変更は、従来米、小麦、大豆及びとうもろこし等に及ぶVBCの30%の融資が、小麦、黍、粟及びグループ1の協同組合（組合員の70%が小麦及び小麦の生産者で構成される）のみに及ぶに及ぶ方法に年割天上げ高が2,000 MYRを越す中農に及ぶ拡大に及ぶ。融資枠外の必要資金は、自己資金及び一般商業銀行と、資金を調達せしめる方法は前年と同様である。

農業融資枠 (VBCに及ぶ) % 1985/86

作物別	農細表、小麦 グループ1の組合	農		大豆及び グループ2の組合
		グループ1	グループ2	
綿	60	60	90	90
総乳玉	80	80	60	60
稲	80	80	60	60
木	80	80	60	60
ココア	60	60	90	90
コーヒー	75	75	75	55
バナナ	80	80	60	60
マンゴ	80	80	60	60
とうもろこし	80	80	60	60
大豆	60	60	90	90
ヤムイモ	80	80	60	60
小麦	80	80	60	60
他の季節	80	80	60	60
その他	60	60	90	90

出所: DANCO CENTRAL.

85年に林用と水産を軸とした農業政策としてこの目的はVBCs(若狭農業準備)と実際のコストに近づけるべく修正したことで、これにより実質的に融資料を拡大するに成功した。この目的、一般商業銀行の農業融資義務の11月1日前年に決定した中銀指令第904号(84年4月8日付)にも基づき当座資金の一定割合と農業融資に振り向ける制度が継続された。

85年の1/4、上半期を通じて降雨多量による被害を受けた南東及び東北地方の一部に於ける融資期間の延長やPROAGRO(農業保険)の適用を行なう旨に必要措置がとられた。又下半期には国内相場場の下落から相場及び投資の目的の融資返済の能力失った大豆生産者に於ける対策、中南部南東部及び南部地方が見舞われ長期乾燥により多大の被害を受けた牧畜部門の早期回復を図るための新期融資の供与、最低価格保証制度による基準価格の調整期間の延長などの措置が行われた。(注: 仁平は指下げに拒否した時点を決定した最低価格が水産府より変更の覚悟を知らぬままインフレスライドによる調整の方法が採用された。拒否時点に最終に決定された価格を基準価格と呼んだ。この調整期間は従来4月までであったが特別として6月まで延長された。)

1986年に入ると2月末に実施された経済政策パッケージプランによるインフレ率とコロンとの差は従来のインフレ率(通貨価値)と農業融資金利の差を項目としていた制度を根本的に変えることになり、

このプラン・プランが実施された際の農業融資に於ける金利はコロン + 3%と基準とされた。つまりインフレによる価値低下をカバーして実質的な利息として年利3%が確保された。また、東北地方や北部地方、ミズナ川の乾燥地帯、及びエクワ・サナリは特殊地域として^{是故に}不利を自然環境に於ける国の補助としてコロンを100%徴収せず80%に止める方法がとられた。

プラン・プランの実施に伴いコロンが差止されたため、理論的には年利3%のみの金融期間に引き上げられた。この利息水準はプラン・プランの実施後、この水準性には留意され、左記の金融部門が農業融資と連関して、農業融資義務と中銀の保証の方法と連関して、農業融資額を増減させることと考へられた。コロンが差止されたため、上記特殊地帯に於ける換地の方法と新設と設定とがなされたこと、更に従来の金利の中に含まれていたコロン分は通貨価値減少分の調整であった。実質的には年3%の利息であった。実際問題として、農産物の価格が下落した場合、インフレ率の下落に伴って推移してきたコロン自体が大きく変動したことが、この勘案から、農業利息として2%の金利が決定された(1986年5月15日)

1). 農業融資の利息は中央銀行が調整の結果定期的公表する銀行システムが支払う180日定期

及びエスロト・セント川におよびマニ及び棉の生産融資の場合生産者の規模にかかわらず100%の融資が行われることになり、また同程度のレベルのファイブ、マニョカ及び米の生産融資は全国的に大抵が米と同等の生産融資でVBCの80%に限定された以外はすべて100%の融資が決定している。究極的規模の場合には100%の融資が決定している。

1986年のVBC (通貨基準) 融資限度

生産者規模分類	SUPPLY, SUPPLY, 貸付等	全 国	
	マニ及び棉	ファイブ マニョカ	米 と同等
小	100%	100%	100%
中	100	100	100
大	100	100	80

86/87年度のVBC (通貨基準)

作物別	生産性別	Kg/ha	VBC CR/ha	全国平均(%)	全国平均(%)	全国平均(%)
米(水稲, 低灌漑) 南部, 南東部	3,000 以下		3,130	8月 50%	10月 40%	2月 10%
	3,001 ~ 3,600		3,313			
	3,601 ~ 4,200		3,926			
	4,201 ~ 5,000		4,441			
	5,000 以上		5,018			
米(水稲, 低灌漑) 西, 北部地方	3,000 以下		3,286	8月 50%	10月 40%	2月 10%
	3,001 ~ 3,600		3,478			
	3,601 ~ 4,200		4,122			
	4,201 ~ 5,000		4,663			
	5,000 以上		5,269			
米(水稲, 低灌漑) 東北部, 西部地方 ミナマタ川流域	2,000 以下		3,096	8月 60%	10月 20%	2月 20%
	2,001 ~ 3,000		3,841			
	3,001 ~ 4,000		4,126			
	4,000 以上		5,125			
米(水稲, 低灌漑) 南部, 南東部	3,000 以下		3,460	8月 45%	10月 43%	2月 10%
	3,001 ~ 3,600		3,787			
	3,601 ~ 4,200		4,473			
	4,201 ~ 5,000		5,068			
	5,000 以上		5,695			
米(水稲, 低灌漑) 西, 北部地方	3,000 以下		3,637	8月 43%	10月 45%	2月 10%
	3,001 ~ 3,600		3,976			
	3,601 ~ 4,200		4,696			
	4,201 ~ 5,000		5,321			
	5,000 以上		5,927			
米(水稲, 低灌漑) 東北部, 西部地方 ミナマタ川流域	3,000 以下		3,779	8月 55%	10月 25%	2月 20%
	3,001 ~ 4,000		4,424			
	4,000 以上		5,423			
米(陸稲) 南部, 南東部	1,000 以下		1,265	8月 70%	10月 20%	2月 10%
	1,000 ~ 1,300		1,662			
	1,301 ~ 1,600		2,065			
	1,600 以上		2,437			

米 (産地) 中部 北部 27=3=1000(10)	1,000 以下 1,001 ~ 1,300 1,301 ~ 1,600 1,600 以上	1,328 1,745 2,168 2,359	8A 70%	10A 20%	2A 10%
米 (産地 7000 等) 南部 中部 中部 北部 27=3=1000	1,000 以下 1,001 ~ 1,300 1,301 ~ 1,600 1,600 以上	723 944 1,167 1,367	8A 70%	10A 20%	2A 10%
27=3=1000 南部 中部	900 以下 901 ~ 1,300 1,301 ~ 1,700 1,701 ~ 2,100 2,101 ~ 2,500 2,501 ~ 3,000 3,001 ~ 3,500 3,501 ~ 4,000 4,001 ~ 5,000 5,000 以上	685 759 1,237 1,516 1,686 2,002 2,184 2,458 2,820 3,236	8A 50%	10A 30%	2A 20%
27=3=1000 中部 北部	900 901 ~ 1,300 1,301 ~ 1,700 1,701 ~ 2,100 2,101 ~ 2,500 2,501 ~ 3,000 3,001 ~ 3,500 3,501 ~ 4,000 4,001 ~ 5,000 5,000 以上	719 1,006 1,299 1,592 1,700 2,102 2,293 2,581 2,961 3,398	8A 50%	10A 30%	2A 20%
27=3=1000 27=3=1000 27=3=1000	300 以下 301 ~ 500 501 ~ 700 701 ~ 900 901 ~ 1,200 1,201 ~ 1,500 1,501 ~ 1,900 1,900 以上	301 408 587 756 1,109 1,419 1,812 2,255	8A 50%	10A 30%	2A 20%
7100A 南部 中部 北部 27=3=1000	2,000 以上 2,001 ~ 2,500 2,501 ~ 3,000 3,000 以上	1,188 1,584 1,814 2,082	8A 70%	10A 20%	1A 10%
7100A 同 7100A 南部 中部 27=3=1000	1,500 以下 1,500 以上	2,434 2,807	8A 40%	10A 50%	1A 10%
7100A 同 7100A 北部 27=3=1000	2,000 以下 2,000 以上	3,367 3,720	8A 30%	10A 60%	1A 10%
7100A 全国	1,500 以下 1,500 以上	1,007 1,266	8A 25%	1A 15%	

ブド- (全期) 全国	14,000 以下 14,000 ~ 20,000 20,000 以上	5,002 10,357 13,930	7A 45%	9A 40%	12A 15%
ブド- (ブド-通期) 全国	11,000 以下 11,000 ~ 15,000 15,000 以上	6,430 11,130 14,401	7A 45%	9A 45%	12A 10%
マニゴカ 1000 南部 南東部 中部 北部	10,000 以下 10,001 ~ 15,000 15,001 ~ 20,000 20,001 ~ 25,000 25,000 以上	1,524 2,111 3,055 4,360 4,623	8A 40%	11A 25%	3A 35%
マニゴカ 2000 南部 南東部 中部 北部	12,000 以下 12,001 ~ 18,000 18,001 ~ 24,000 24,001 ~ 30,000 30,000 以上	1,992 2,714 3,889 4,174 5,909	8B 35% 8A 11A 20%	8A 20%	8A 30%
柿 (年産) 南部 南東部 中部 北部 ババヤ	1,000 以下 1,001 ~ 1,200 1,201 ~ 1,400 1,401 ~ 1,600 1,601 ~ 1,800 1,801 ~ 2,200 2,200 以上	2,188 2,659 4,377 4,923 5,616 6,246 6,929	8A 35%	10A 30%	2A 35%
荔枝 南部、南東部 中部 北部	1,400 以下 1,401 ~ 2,300 2,300 以上	1,628 2,275 2,180	8A 65%	9A 15%	12A 20%
ライオン (産地) 東北部 エリート エリート	1,200 以下 1,200 ~ 1,500 1,500 以上	2,698 4,018 4,326	8A 50%	9A 30%	11A 20%
ライオン マニゴカ セパライヤ	200 以下 201 ~ 300 301 ~ 400 401 ~ 500 501 ~ 700 701 ~ 900 900 以上	522 653 906 1,158 1,896 2,642 3,418	8A 45%	9A 25%	11A 30%
ライオン産地 全国	12,000 以下 12,001 ~ 15,000 15,001 ~ 18,000 18,000 以上	29,524 55,023 39,490 40,296	8A 75%	9A 15%	11A 10%
カニ-ナヤ 全国	800 以下 800 以上	1,329 1,910	8A 45%	10A 55%	

大豆	1,250 以下	1,662			
大豆	1,251 ~ 1,500	1,789	8月	10月	2月
大豆	1,501 ~ 1,750	2,163	65%	25%	10%
大豆	1,751 ~ 2,000	2,340			
大豆	2,001 ~ 2,400	2,734			
大豆	2,400 以上	2,859			
大豆	1,250 以下	1,705			
大豆	1,251 ~ 1,500	1,878	8月	10月	2月
大豆	1,501 ~ 1,750	2,271	65%	25%	10%
大豆	1,751 ~ 2,000	2,457			
大豆	2,001 ~ 2,400	2,871			
大豆	2,400 以上	3,001			
大豆	750 以下	1,506	8月	10月	
大豆	750 以上	1,885	50%	50%	

資料: CFP / GRANETIA MERCHANTIL.

民間商業銀行の農業融資格付けについては、従来銀行の規模に応じて当座手金残高の10%~55%と定められていたのを段階的決定以降は、中、大の銀行については当座手金残高のそれぞれ10%、20%及び30%に変更された。この比率の変更は一見農業融資残高の減少に感じられるが、実際は、従来、高度のインフレの時期は日減りしていた当座手金残高の減少に代って投資された資金の増加分が、インフレ当座手金に留り、その残高は急激に増加（現金の日減りを防ぐため、長期手金の投資を急ぐ理由が強くなった）に因り、上の比率によっても農業融資格付けは3%に増大し、1986年度には約320億ユーロに達する見込みである。

銀行の農業融資残高への影響を細かく見ると、銀行の30%、投資に40%の資金に月利3%を向けることと義務づけられている。このこと、従来の弊害であった大型生産者の融資偏重を避け、自給生産の増大と担当地の小型生産者の莫大の保証、自給生産の増大と、期待される政策あり、又、生産拡大の基礎となるインフラへの投資と促進し、その担地を現物に転換する。

政府のユーロ・プログラムに基づき、農業改革の目標として発表された3年計画による投資に対する融資の優先順位を銀行に明らかにしている。

1) 穀物の乾燥及び貯蔵施設

従来、穀物の乾燥、貯蔵施設の不足から、収穫物の損失を招き、稼働の低下をコストの高騰に結びつけていた。完全な貯蔵施設を備え、貯蔵の増大は、行の増大と認識すべきであり、これは農業前線地帯と中部地方、ロンド、183-州南東部地方、及び北部地方の対象とする。

3.3. 資本部門における外貨規制の現状

ブラジルの外貨規制は部門別に行われるが、外貨全般を対象とする規制が行われていない。外貨規制法という特定の法律はなく各種の関連法規の中に規制が示されている。基本的なものには次の法律がある。

- 1) 1964年8月29日付 法律第4,390号 外国企業への利益送金に関する法律
- 2) 1971年10月7日付 法律第5,709号 外国人の土地購入に関する規制
- 3) 1976年12月15日付 法律第6,404号 株式会社法。

外国より導入される資本に内連する法律は上記の4,390号とその施行細則として9月17日付の55,762号の基本法令とされており、これら外貨の導入と利益の外国送金の規制が行われている。同法律の趣意は次の通り要約される。

- 1) 外貨は通貨として、また外貨の支出と必要とする財の取引の両方においてのみブラジルに入ることを許す。
- 2) 導入された外貨はブラジル中央銀行に登録されるべきである。登録の範囲の通貨をすべて銀行に持ち、ブラジルで得た利益を再投資出来ることを許している。この再投資は国内通貨、外国通貨の両方で登録される。
- 3) 利益の外国送金と資本の本国償還は自由である。但し国の国際収支が悪化した事案に於ける場合は一時的に送金を規制する。

利益の送金に際しては過去3年間の年間平均送金額が登録資本(投資及び再投資)の12%を超えない場合に限って、送金額の25%に源泉徴収の上許可される。この限度を超えれば追加税が課せられ、その税率は送金額に応じて変化する(40~60%)

→ 投資の導入にかかわる支払のFXの送金に際しては税が免除される。但し送金額が当該数値を5%を超えれば利益の送金と見做され課税される。

尚、外国企業の新設又は中古の機械類をブラジルに移転し、投資額として外国通貨で登録する場合は、その額を完全な採算のものと見做し、ブラジルの採算の基本的には輸出と同様に課税される。但し採算のものと見做す場合は、その輸入税が免除されることになる。

以上の通り外貨の導入と利益の送金に関する規制は、導入された外貨は外国通貨で登録するに課税される。この登録額は以後の利益送金の際の課税計算の基礎とされる。また外国企業はブラジルの企業活動で得た利益を外国通貨に換算して送金する際に登録資本の限度額を

期の外国企業+再登報による。

外国の取扱い規制の法律では外国企業、採集と規制の法律として1971年に受令された土地購入制限の法律がある。この法律は1968年に外国人に対する土地売却に肉付と国会調査委員会が出した結論に由来するものであり、外国企業は広大な面積に入るとこれにより、国家の安全が脅かされることになり、米商売の不振と土地の開放に際しての意向があるため、禁止とされている規制である。外国に居住する外国人又は「ブライヴ」にある営業を許可された外国法人が行った土地の取得に肉付規制としてこの法律及びその施行細則として1974年11月26日付大統領令第74965号に定められている。

同法律によれば外国企業は土地を購入するときは、牧場、牧畜、工業又は植民に依る事業を行おうとする限り、これは外国法人形態をとり、国内法人形態をとるもののうちの場合でも適用されることに原則としておこなう条件が定められている。

- イ) 外国人の個人又は法人が国家治土と隣接する土地の不動産を取得する場合は、国家治土委員会の事前の承認を必要とする。
- ロ) 外国法人が農地を取得する場合は、定款に定められた目的に肉付して農業、牧畜、工業、植民等の開発プロジェクトを提出し承認を待たなければならない。
- ハ) 外国人の個人又は法人が所有する農地の合計面積は、その所在する郡面積の1/5以下と制限されている。又同一国籍人は各郡に於ける上記限度の40%、邦外郡面積の10%と制限されている。
- ニ) ブライヴを設立した国内法人でも資本の過半数が外国人の個人又は法人によって占められている場合は、外国法人として取扱いを受ける。
- ホ) 外国人の個人の場合、隣接地があるかどうかを問わず50モジュール(MODULO ~ INCRAの土地政策に定められている取扱い可能な農地の最少限度の面積)以上の農地は取得できない。また30モジュール以上50モジュール以下の農地取得のためには、植民農地改革法(INCRA)の認可を必要とする。20モジュール以上の場合は、米商売プロジェクトの承認を必要とする。
- イ) 植民地に造成する場合は、植民地面積の最低30%をブライヴ人の入植地に割り当てる必要がある。
- ロ) 次の場合、土地の購入規制を受ける。
 - イ) 3モジュール以下の農地を取得する場合。

b) ブラジル人の子を持つ場合又は既に共有籍をもつてブラジル人と結婚している場合。

c) ブラジルに滞在し希望する外国人の場合、E.V.V.表の発給の日から3年以内に移住を希望し開始するに条件としている。

次に外国に対する保証と特長については、外国の国務省によるもので、一般的の場合と特に米回資本に対する取扱いとは区別する必要がある。

一般原則としては法律第4390号で規定されているように、米回資本も国内資本と同様の法的な取扱いを受けることになる。国内資本で受けるのと同様の保証が保証されている。

米回資本の場合にはこの保証のほか、1966年3月10日付ラット52943号のアメリカ合衆国との投資に関する保証協定があり、より厚い保護下にある。この協定ではブラジルに投資しようとする外国企業は米回政府に対しその保証を受けることが出来ることとなり、相対的にブラジル政府側にも保証の項目が追加される。

最後に1972年に設けられた新株株式会社法(法律6404号)により、米回資本はブラジル国内において外国法人又は国内法人として採集出来ることと規定されている。外国企業として採集する場合の事前の認可を必要とするが国内法人として設立する場合、認可の必要はない。ブラジルに本店を有し、ブラジルの法律に従って組織するものを「ブラジル企業」とする。

3.4 協同組合に対する融資

農業生産者による構成された協同組合の組合の資産を強化し事業活動を拡大するために農業融資の奨励を受けることが出来る。協同組合に対する融資は次の事項に拘束される。

1. 農業融資マニユアルの基準にのっとって組合自体の生産費、投資及び取戻に併せての資金
2. 次の事項を行わなければならない資金

- a) 組合員への委託取戻の取戻しに用いられる生産物に対する前途金。
- b) 組合員に供給する種子、種苗、農業用機械器具、車輛、消費財、生産設備等の仕入資金
- c) 組合員に対するサービス提供を目的として農業用機械器具、繁殖物生産等の仕入資金
- d) 組合員の出資金に比して前途金。
- e) 農業融資マニユアルに定められた形式に適合する条件として組合員に対する貸付金。

組合員に対する貸付金については次の条件がつけられる。

- a) 組合員は前年12月31日現在の協同組合の農業融資の貸付、組合の活動を行って行く能力が証明され、融資機関の指導を受ける場合のみ認められる。
- b) この場合組合に対する融資は組合員の資金需要推定を基礎として貸付者の提出する条件に依る。
- c) 組合員に対する技術指導サービス部門を持つ組合は優遇的取扱を受ける。
- d) 組合員に対する貸付業務は農業融資全体の規模の基準に基づいて行われなければならない。
- e) 組合員に対する貸付業務における組合の収入に比して次の規定がある
 - i) 金融機関の判断による安全の確保の担保体制に於ては年利4%
 - ii) 上の条件に満たない場合は年利2%

3. 融資期間
 - a) 生産費、投資及び取戻に対する融資の期間は農業融資マニユアルの基準にのっとって行われる。
 - b) 特別案件に2次の限度を超えてはならない。

- a) 組合員に対する前途金

240 B.

b) 組合員に対する生産費の供給

生産費	化学肥料	1年
	その他の生産費	2年
投資費		5年

c) 組合員に対するサービス提供の水準を向上させるための購入

固定投資	2年
半固定投資	5年

d) 出資金の払込 3-8年

農業協同組合の信用業務も長門商業銀行の場合と同様に、総持株主（コレピン・ブツ）の設立後、コレピンの廃止による利息収入の減少から経営的に困難な情勢下に入っていた。26年5月に策定された新しい利息のプラン改定後、想定どおり3%（従前の利息はコレピンが3%であった。コレピンの廃止により、理論的に3%と見込）より10%に引き上げられたため、そのうち6月当り平均16%の利息（コレピン+利息）を収入としていた信用組合として、営業経費の増減を差し引いた11%の利益が当期の赤字決算の承認されたことにより、国庫を状況下から引き出した。

315 農業保険制度

ブラジルの農業保険制度として、全国に普及した農業融資条件の中心となる PROAGRO

(PROGRAMA DE GARANTIA DA ATIVIDADE AGROPECUÁRIA 農業活動保証プログラム) と特設州の独自

に行っている農業保険の二つの種類がある。各保険の現状は次の通りである。

1) PROAGRO (農業活動保証プログラム)

1. 基本法 : 1973年12月11日法律第5,969号と1972年改正。1979年7月30日法律第6685号の一部変更。法律中後回章に細部の改訂が行われている。農業融資マニユアルの最新規定は1983年2月23日中後回章762号である。

上記基本法では PROAGRO の目的と次の通りを示している。

i) 本法に示す理由により、予期した収入が失われる場合、保険金の範囲で生産者に必要となる投資にかかわる農業融資の返済を免除する。

ii) 農業融資による生産規模の利用により、農業活動に適切な投資の導入と利用を図る。

PROAGRO の資金とて a) 利用者の支払う保険料 b) 国家銀行の交付金

c) 国家金融基金から交付する資金 d) 罰金収入が与えられる。

本制度の監督機関は中級農業融資局で違反者に対しては規定の罰則のほか、農業融資の停止処分措置が行われる。

2. 受益者 : 次のものが PROAGRO の受益者となる。

a) 個人又は法人の農業生産者。

b) 農業協同組合、農業融資組合員として加入し、及び農業融資と組合自体の農業生産活動に用いられる。

受益者は次の義務を負う。

a) 計画された収穫を確保するために必要な技術の利用

b) 植付面積の回復の約束した面積を超えた場合は、回復分にかかわる場所を示す地図を提出する。

c) PROAGRO の実務機関又は加入している組合に対し、不慮の事故が発生し、その損害による農業融資の返済に十分な収益が得られずと判断した場合、その事実を報告する。

3. 実務機関 : 農業融資マニユアル下の金融機関。

二. 制度の選択. 1985年3月1日付中級回章第920号に於て PROAGRO の適用方法を次の通り

定めらる。

1) 農業融資を受けるものは PROAGRO の適用に於て次の通り選択すべきである。

a) 農業融資分に於けるのみ保険

b) 農業融資及び自己資本の授下分全体に於ける保険。 —

2) 農業融資の申請に際しては PROAGRO に加入するかどうかは次の意向を明らかに

しておくべきである。又金融機関側の融資の申込者に於て PROAGRO の加入を同意

しては必ず表示を行って置くべきである。

3) 次に掲げられた融資の場合に PROAGRO は適用される。

a) 精緻及び加工品の輸送資金

b) 取立融資

c) 積立恩恵を伴う植林及び再植林

d) 漁業

e) 機械化サービス

f) 伝統的不足の事故が多発する不適当な地域での農業活動 (紛争のない場合)

g) 同一場所同一理由に於て2回の保険金を受取った場合

h) バルチク北部及び東部地方のイニシエラ地方に於て12月15日以前に植林した期間
作業者の生計を支援

i) 部分的又は全面的に牧草生産に転換した農家。

j) 同一農家の保険金が 15,000 MVR を超える場合

ホ. 保険料 1) 保険料は同一場所同一作目の過去3回の作付に於て払われた補償回数及びその

金額に応じて段階的に定めらる。 (注: 過去3回の報告が事故の発生に於て
その保険料は低く、事故回数が多くなると保険金の受取回数が増えるため場所の保険
料が高くなる)

但し次の場合の例外とせらる。 ① 新しい種類の畜産、植林又は養蚕の生産に

向うた場合。 ② 以前の融資不足の故に前回の報告が発生した場合は。

③ 721202 報告の融資の場合。

1. 検査の通告と判定: 検査が発生した場合、通告と斗下部の肉検査の判定は1121 1985年3月

旧版中級回章第920号に次の通り定められている。

- 1) 検査の発生通告は所定の様式にもとづいて行われ
- 2) 検査を開始するに先行して検査業者の通告は、要肉家の証明を以て行われなければならない。
- 3) 組合が1)に基き検査の場合には次の事項を遵守しなければならない。
 - a) 検査の通告は組合員である生産者より組合に送られる。
 - b) 組合はこれを所定様式により5日以内に関係機関に提出する。
 - c) 金融機関は必要に応じて要肉家の実地調査を要請する。
- 4) EMORATERの支所、要肉会社、住居は要肉家、金融機関や組合の組織内では、要肉部門による検査証明がなされる。検査の行われなければならない。但し、生産者自身もこれと直接又は間接に連続して検査が行われることがある。
- 検査が発生した場合に通知の資格を持つ、要肉機関が不在の場合、十分な資格を有する者に限り、金融機関の監督者の意見をもつて証明が行われる。
- 5) 検査を担当する企業は次の情報を提供しなければならない。
 - a) 検査と受け取られた検査の経過
 - b) 取戻の内容
 - c) 作付の状況
 - d) 検査の取戻額とそれの相作が行った場合の取戻分に相当する商標の取戻
 - e) 検査取戻の使用状況
 - f) 検査取戻に基いた生産者の格付。
- 6) 検査を兼任する機関は次の事項を文書で報告しなければならない。
 - a) 要請があった直後から1回目の検査。
 - b) 要請の有無にかかわらず検査開始直後、2回目の検査。
 - c) 検査を兼任する機関の上記の事項を文書で報告する条件下にない場合は、受取証明書に検査業者と当該業者の返還を記載する。この措置を怠った場合は法的責任を負うことになる。

1. 補償: 1) PROAGNO 上級の補償は検査の範囲に限定される。

- a) 降雨による
- b) 降雪
- c) 停電
- d) 乾燥

2) 洪水 1) 氷雹 2) 風雹 3) 積雪の気温の変化

2) 落雷 3) 初期の自然現象による直接又は間接的な被害

4) 技術的、経済的に可取な予防法や取除法が普及していない有害虫害

2) 此の場合に保険の請求はできない

a) 落雷の場合を除き初期の火災

b) 道路の交通不便による損害の場合を除き、作物が作られた場所や牧場、移転した土地に火災

c) 技術的に適切な措置が行われない場合を除き、土地の侵蝕による損害

d) 保険契約の署名前に起った火災又は契約条件不実行(保険料未納等)中に起った火災

3) 補償は課税収入が倍々で融資の返済又は割賦返済に不足する場合にのみ行われる

4) 保険金の支払に比例して支払われる

a) 森林又は牧畜に利用して農業融資及び自己資金より、他の事業と差別して融資額の80~90~100% (保険契約の選定由)

i) 保険の請求は融資の損害部分

ii) 予算上返済できない場合

iii) 日本PRORASO保険の請求は融資の割合に比例

b) 次の日より保険金が支払われる日までの任意の任意保険の融資利息

i) 全額返済の場合の平均返済利率に換算された日

ii) 部分的返済又は発生日の利息と同一全額返済の場合の返済が返済完了と通告した日

c) 75%以上の場合に限り、融資額、自己資金及び返済価値修正額0.100%がカバーされる

d) 保険の請求は融資の自己資金の場合でも、融資が受け付けられない場合に補償に比例して証明された場合に保険金請求のベースとして計算される

保険金支払の件数と発生件数の関係は、その年の気象条件によつて左右される。最近の例として83/84
農年の天候と発生件数は、大昔の事例に比べて、85/86年には、拒絶直後と夏から秋にかけて
による被害があり、発生件数の激増をみた。現在までの実績を要約すると、84年及び85年
の1月～7月の統計によると、保険金支払の比率が、大豆が最も高く、次に小麦(保険金
支払総額94%)、米(14%)、トウモロコシ(7%)、85年では米(26%)、トウモロコシ(15%)、小
麦(14%)の順と反つており、又、州別では、パラナ州の保険利用年が最も高く、84年に支払われた
保険金の32%が同州に回つた。

2) 農産物保険

州が独自に行つてゐる農産物保険制度は、パラナ州には、パラナ州保険会社(COSECIP -
CAMPAÑIA DE SEGUROS DO ESTADO DE SÃO PAULO) 及びミナス・ジライス州の州立銀行の
内部で行つてゐるミナス・ジライス州立銀行保険部(BEMGE - SEGURADORA) がある。

パラナ州の場合、農産物保険、家畜保険、及び森林保険に合算して、農産物保険の場合、30
年ぶりに、バナナ、トウモロコシ(産後) などに限定された。83年以降、バナナ、トウモロコシ、
トウモロコシ、落花生、トマト 及びバナナが追加された。又、COBAL (ブラジル食糧公社) が取扱つ
てゐる野菜も対象とされた。

保険業務は、州立銀行、州立野畜銀行、ブラジル銀行及び一部の民間銀行を通じて行われて
おり、82/83農年は26千件、83/84農年は30千件、84/85農年は53千件の保険契約が行われ
た。

発生件数の増加は、多くの作物は、長年におよぶ強制保険制度下の低額と、最近のトウモロコシ
への被害が増加しており、84/85農年の保険金支払総額の36%がトウモロコシに占められており、
23%、これは20%の増である。また、保険契約数と発生件数の関係は、83/84農年の
0.2に比べ、84/85農年は0.15に増加傾向にある。

一方、ミナス・ジライス州の場合も、農産物、家畜、及び森林にそれぞれ保険業務が行われてゐる。従来の業務
範囲は、ミナス・ジライス州に限定されてゐた。1986年以降は PRODECER (セーラ州産物公社) の地域全般
を対象とするようになった。

保険の普及も、多くの作物は、83/84年の場合、バナナ、大豆及びトウモロコシであり、84/85年
には大豆の被害が最も大きく、保険金支払総額の55%を占めた。国内の農業保険制度の中で、PROAGRO と COSECIP
が最も普及している(保険料と保険金支払額) であるが、ミナス・ジライス州の場合、拒絶直後と夏から秋にかけて

3.6 最低価格保証制度

現行の最低価格保証制度の概要は次の通りである。

1) 基本法令 : 1966年12月19日法律第117号。

2) 制度の目的。

1) 農業者の保護 : 一般に収穫直後の供給量の増加と価格の下落による時期の農家の債務負担の時期と一致し、生産物の価値を反映するに保たれる状況に立上る。生産物の買手仲買商人は買手と商人が市場で交渉し、生産者は買手の高値を望むが、投資能力が失われ、新しい価格と価値の生産物の経済的悪化が継続される。このように事態を避けるため政府は生産物の購入に最低価格を設定して農産物を買上げ、又は生産物を担保として資金を融資し農産物販元の利益を待たせる。

2) 価格調整在庫の形成 : 最低価格保証制度の目的の一つは価格調整在庫の形成である。収穫直後市場価格が最低価格を下回る場合は政府は買上げ、買上げの量が増える場合、最低価格での政府の買上げが増える。又は農産物の生産地帯で販売が滞るため生産者保護のため生産物の最低価格で政府が買上げる。更に価格調整在庫形成の目的のため最低価格で生産物を買上げる。従って市場の供給の減少は価格上昇の一定限度を越える場合、政府はストックを放出し市場価格の高騰を抑える手段とする。また低価格と供給過剰の状態にある場合、国外市場への輸出が行われる。

3) 消費者の保護 : 価格調整在庫の放出は市場価格の上昇を抑え、消費者に有利な手段は価格の急激な上昇を抑制する。食糧品価格の上昇を抑えるため政府は買上げを行う。

4) 農業政策としての手段 : 最低価格保証制度は上述の通り、農業者と消費者の双方を保護する手段であると同時に農業生産の方向を調整するための手段としても用いられる。それは国際的、国内的に供給過剰を抑制する作物は、その生産を制限する低価格の最低価格を設定して生産を抑制し、又は供給の不足が見られる作物を増産を促す作物に高い最低価格を高く設定して生産を奨励する手段としても用いられる。

3) 関連機関.

1) 政府機関

中央銀行 : 中央銀行は最低価格保証制度の運用に際し次の任務を執行する。

- a) 最低価格保証制度の運用に必要とする資金を準備し、肉庫に配布する。
- b) 資金の運用を監督する
- c) CFPが作成した作業基準を公布する
- d) 実務金融機関と選定し協定する
- e) 国家通貨審議会が決定したものに、本制度の実施にかかわる金融機関の報酬を決定する。
- f) CFPと共済制度の運用を監督する

CFP (生産融資公社) : 最低価格政策の実施機関として次の任務を有する

- a) 最低価格の設定基準を確定する。
- b) 現物担保融資及び貸付の基準を作成する。
- c) 担保物件、及び貸付に現物の管理を執行し、貸付に際し現物検査及び投資を執行する。
- d) 在庫品の売却、精製、加工を実施し、輸出入計画を執行する。

b) 実務機関 : 国家政策職員システムを構成する金融機関。

4) 受益者 : 農業生産者及び農業協同組合、農業生産物の精製、加工を執行する工業。

5) 最低価格保証制度下にある作物、

最低価格の改定に關する作物は次の通りである。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 小麦 | (10) ブラジルナット |
| (2) 粟 | (11) とうもろこし |
| (3) エンペ | (12) とうもろこし |
| (4) 落花生 | (13) カルナウバ蠟 |
| (5) 米 | (14) とうもろこし |
| (6) カラス黍 | (15) マンジョカ粉 |
| (7) パラスー椰子 | (16) マンジョカ澱粉 |
| (8) ジャガイモ粒 | (17) フェイジョン (MACCAR 種) |
| (9) カシューナット | (18) フェイジョン (ANAO 種) |

(17) 生 糸

(31) 大 豆

(20) 胡 麻

(32) ソルガム

(21) うまわり

(33) ふじろ

(22) フアト

(34) 種子 落花生

(23) シュート及カマルハ

(35) ' 米

(24) マエナ

(36) ' 大 麦

(25) 薺 荷

(37) ' 小麦

(26) とろろニレ

(38) ' ショート

(27) 蠟 同 ロルノウハ粉

(39) ' とろろニレ

(28) マンシヨカ

(40) ' 大 豆

(29) うみー

(41) ソ バ

(30) サイバ

c) 融資及び買上り制度

最低価格保証制度における現物担保の融資及び買上りは次の方法によつて行なはれる。

1) EGF (現物担保融資) : 収獲正味の最低価格及び超過した高値を得たものから資金を生産者に担保として最低価格を基準として融資を受けることができる。これは更に次の二つの方法がある。

a) EGF-COV. : 市場の価格が市場に取付く時、市場の思わぬ高値の場合、担保として現物を CPF に売却し権利を保留しおく方法である。この場合融資限度は原則として最低価格の 100% であるが、市場にその作物の在庫が少く価格の高騰が予想される場合は全粒欠の事象が生じてもその融資限度を限らざることを得る。その公式の格付が要求され、公営の倉庫又は CPF の認められた倉庫に保管されたことを証明する。この費用(格付料、保管料、不動産除去、保険料等)は生産者の負担とすると融資返済の際に徴収するが、市場の急激な下落で政府が買上りする場合に政府(CPF)の負担に切替える。

b) EGF-SOV. : CPF に売却し権利を保留する方法で、これは現物担保の融資を受けることが目的である。この場合現物の公式の倉庫に貯蔵されたことを示す。融資を受ける際の倉庫に保管することを要する。但し最低価格全体の融資を

行市は最高80%に限定する。

1) ACF (政府の買上げ) : 市況が最低価格より低く、かつ短期に回復が見込みがな
い場合、政府が価格調整を目的として戦略的在庫を形成する必要がある場合に発生
する。政府の買上げは行市が低く、かつプライム銀行支店と窓口として相対的に倉
庫と規定の条件下(乾燥、不純物の除去等)で納入するに前提として行市が
ある。この際、倉庫の運賃、積卸し費用、乾燥等の費用は生産者側の負担となる。

ACFにも二種の方法がある。直接買上げの方法は、前述の通り、一部 ECF とは異な
り、市況が悪いとき最終的に政府の買上げに切り替わることができる方法で、直接的買上げは
間接的買上げと呼ばれている。この間接的買上げは、上に述べた通り、まず生産者に販
売の好みを行使して在庫を調整して行市を下げ、将来の市場の不測の事態に備え、期待に届
かない場合に調整費用を負担し、早く安値で販売し、大規模な被害を減らすことが
ないよう配慮されること、もつとも利用度の高い方法となっている。

2) 最近の最低価格政策

最近の最低価格保証制度とは次のように改訂が行われている。

1)

最低価格は毎年植付前に発表され、その価格水準が植付の意思決定に影響する重要な
問題である。20年付の後半になるとインフレの昂進による8月に設定された最低価格の
次年度の収穫時点になると実質価値はFIF市場価格と大なる誤差を生じることが
あった。このため状況を改善する目的で、最低価格制度の意義が失われかねない
政府はインフレに反対する方向に採用し、最初に設定された最低価格を基準価格(BASE
PRICE)と呼び、翌年の2月1日と同年のINPC(消費者物価指数)の変動率に合わせて調整
し、この方法をとった。この改訂による最初に定められた最低価格はインフレに応じて毎月
調整され、収穫時点の2月1日時点の実質価値が保証されることになった。

この方法は83年に導入したINPCより更に高い指数で表わされるORTN(価値修正後国産価格)を用
いることに変更された。この調整期間を綿、米、大豆及び落花生に7月、更に11月、7月、7月
及びソルゴムに7月、2月、2月とした。この変更により、調整率が高くなり、特に上述の作物
の場合、収穫後販売する間に余額が出来て先り急ぎで販売する必要がある場合に、利益が生
産者の保護が行われる。

o) 新政府の最低価格政策

現政府が経済政策を実施した後、7月に発表された農業部門の目標計画 (PLANO DE META) 中には最低価格政策についての方針が示されている。同計画では先づブラジルの農業界において輸出作物の価格政策による競争力の維持と、比較的長年に推移して国際市場によって長年におこなわれてきた、又小麦と大豆の原料としての砂糖や豆の輸入代替作物として政府の特別の保護下にあり続けるに及し、国内市場の物価の平準化の懸念が少なく、最低価格制度にもとづいて是上り又は下落と、価格調整プログラムによる価格変動の防止を避ける政策と大々依存して来た部門であることと認識し、復活して生産者間で国内の購買力の増進を以て現在国内市場部門の政策を執行する供給不足の状態を招くことな経済政策における必要と見做すことであるとの前提に決定されている。

- 米、小麦、大豆、ソルガム、マニョカ及びアズケビヤについては 86/87 年に於いて是より下の価格と同様のレベルで 35 年間継続する
- CFP (生産調整公社) の生産に使用される生産資材に對して生産者の支払、即ち最低価格 (IPP) を毎月発表する
- 上記 5 基礎品目の最低価格は テクニク・レイク 2,284 号 720 及び 721 条の給料に別取又は別々等量して上記指紋 (IPP) による調整をする。この作物の新しい 1986 年 8 月 10 日と調整の元々の基準日とする
 - 1) 毎年 2 日 (8 月 10 日) に政府は各作物別の IPP の蓄積された変動率の少なくとも 80% の調整を執行することを保証する。
 - 2) 1986 年 8 月 10 日以降一部の作物については変動率の 20% に達する場合、その作物の最低価格の暫定措置として自動的に調整される。
 - 3) このシステムは今後 35 年間継続するものとして期限の最後には再検討が行われることな方法により、この作物の価格の経済的リスクを 11% 以下に減らし、生産者の経済的必要性を考慮する面積の拡大と生産性の向上を促進する。
- 輸出作物 ~ 大豆、落花生、綿、マメ豆 ~ の最低価格は国際価格と基率を設けて決定し、その市場の需要に即応する調整する。

以上の方針のもとに 8 月 10 日と 86/87 農年における最低価格政策と基準価格が テクニク 2,284 号 720 及び 721 条に示されている。

86/87 年度の最低価格を定めたデクリット

附条. 1986/87 年に生産された作物の最低基準価格を次の通り決定する。

86/87 年度の最低基準価格

作物別	単位	最低基準価格
<u>従来作物</u>		
米 (水稲)	50 kg	130.00
米 (陸稲)	60 "	133.80
フェイジョン	60 "	318.60
マンジョカ	1 石	398.56
ビョウゴシ	60 kg	79.20 / 84.60
ソルナム	60 "	67.20 / 72.00
<u>輸出作物</u>		
棉花出	25 kg	68.00
綿	15 "	66.90
ヒマワリ	40 "	76.40
マメナ	60 "	132.40
大豆	60 "	122.40
ソバ	1 "	1.19
<u>地域別作物</u>		
カジュナ	1 kg	5.85
カンクバ	1 "	10.67
ネ	1 "	22.20
ジュト/マルバ	1 "	5.30
ラミ	1 "	5.59
サイガル	1 "	2.80
<u>種子</u>		
ジャバの種	30 kg	108.00
ジュト種子	1 "	11.00
マルバ	1 "	12.75

出所: CFP / GAZETA MERCANTIL.

附条. 米、フェイジョン、ソルナム及びマンジョカの最低基準価格は3年間の有効とし、価格指数を公表する期間の

デクリットは CFP が公表する IPP (生産者価格指数) による調整を行う

第1項: 上記の調整は毎月8月10日に行われる。

第2項: 毎年8月10日政府は IPP の過去1年間の累積の上昇率の 80% を調整率として最低価格を改訂するに保証する。

第3項: 年の途中で IPP の累積が 20% を超える場合は 8月10日までに下管定米として自動的に調整される。

第4項: 3年を通じた最低価格に国内市場の動向、価格調整在庫形成の必要性、供給

③ 税率以上、再検討する。

④ 条： 本最低価格は 10% (商品流通税)、社会保険局会費全額を控除し、行方不明の生産者又は協同組合に対し支払われる。

⑤ 条： 種子の最低価格については、各年度が始まる時期に決定する。価格決定の基準は当該作物の最高販売価格に種子生産者の所有の除外及び種子の除却、選別、包装及び包装の費用を加算し、これに生産者、選別、包装等の費用を加算し算出する。

⑥ 条： 本規定の運用に付する指針は別途 CFP の発表する。

< 参考資料 >

MANUAL DE CREDITO RURAL

PROGNOSTICO 79/80, 81/82, 82/83, 83/86

INFORMAÇÃO ECONOMICA

POLITICA DE GARANTIA DE PRECO MINIMO

RELATÓRIO ANUAL DE CFP

CONJUNTURA ECONOMICA

PLANO DE METAS

ブラジルの中央銀行

サンパウロ州経済的農業経済研究所

全上

牛乳研公社

全上

セウラ、フリア、品質研究所

大牧場、企業者、農業者

